

Title	支那史料に現はれたる我が上代(十一)
Sub Title	
Author	橋本, 増吉(Hashimoto, Masukichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1931
Jtitle	史学 Vol.10, No.3 (1931. 9) ,p.97(439)- 173(515)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19310900-0097

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

支那史料に現はれたる我が上代（十一）

二八

凡そ國家の發達完成には皆それぐ順序がある。たゞへばかの地中海を中心として、大帝國を建設した羅馬の如きも、その起源は所謂羅馬七丘の一なるパラティノ丘(M. Palatino) 上約四五〇米平方の地に始まつたものであることは、考古學上明白に證明せられてゐるところである。或は周の天下が岐山の南、周原の地にその基を發し、新羅の國が慶州平原の部落に始まりし如く、苟も前王朝を篡奪顛覆して、新王朝を創始せし或る場合の外は、何れの國家と雖も皆その原始的國家型態より、漸次に發展せしものにあらざるはなしと稱するも、不可なきを認むるのである。

されば、我が國の場合について之れを觀るも、始めより所謂大八洲國なるものが、一主權の下に統一せられ、一國家の領域となしてゐたものとは、到底考ふべからざるところである。是に於て我が國家は果して如何なる順序によりて發展し、この島帝國を形成するに至つたかといふ問題は、我が國史を學ぶものゝ、等しく逢著すべき疑問であらうと考へる。もとより古事記、日本紀には我が國の起源について詳

細なる神話を傳へてゐるのであるけれども、而も神話は要するに神話であつて、そのままに歴史として認むる譯には行かないのであるから、その史實は更に他の方面よりして之れを確かめなければならないのである。

元來、日本民族がこの島地に居住したのが、何れの時代に溯るべきかは、今日なほ未定の問題であり、こゝに之れを論ずべき必要もないのであるが、その起源は頗る古く、少くとも新石器時代に溯るべきものであり、漢の武帝の東方遠征の結果として、支那文化がこの島地にまで傳播するに至りし頃には、勿論日本民族は既に成立しゐたりしものと認められるのである。尤も支那文化が始めてこの地に傳はつたのが、何れの時代であるかは、また容易に斷定を許さざる難問であり、琉球那霸近郊城岳貝塚より戰國時代燕國の通貨明刀を發掘した事實から察すれば、我が國に於ける支那文化傳來の上限は、或は戰國時代にまで溯るべきものであるかも測られないのであり(史學第七卷第一號參照)、漢代の著作かと思はれる山海經、海内北經に「倭屬レ燕」とある記載も、亦多少この間の消息を傳ふるものではないかとも疑はれるのである。けれども東方各地の民族が、眞に支那文化の著しい影響を感得して、自己の文化の開發に資するに至つたのは、決して容易のことではなかつたらしいのである。

近時、朝鮮半島に於ては考古學的の發掘研究が著しく發達し、既に多くの古蹟調査報告が出版されてゐるのであるが、それ等の朝鮮總督府古蹟調査報告や「樂浪」などによれば、平安北道寧邊及び全羅南道康

津の兩地からは、戰國時代燕國の通貨と認められる明刀錢が出土して居り、大同江面出土品中には秦始皇廿五年（西紀前二二一年）と推定すべき銘を有する戈があり、また前漢昭帝の始元二年（西紀前八五年）在銘の漆盤があり、黃海道黃州郡黑橋面からは、前漢宣帝の神爵二年（西紀前六十年）鑄造の穿上横文五銖錢一枚を出して居り、慶尙南道金海の貝塚から王莽の貨泉を出し、また大同江面第九號墳からは、居攝三年（西紀八年）の銘ある漆盤が發見されて居り、同じく大同江面古墳からは、王莽の始建國元年（西紀九年）かと思はれる在銘の漆器、居攝元年（西紀六年）の銘ある內行花紋鏡、始建國五年或は天鳳五年（西紀八年）かと思はれる在銘の漆器、後漢光武帝の建武二十一年（西紀四五年）同二十八年（西紀五二年）在銘の漆杯、明帝の永平十二年（西紀六九年）在銘の漆盤等が出土してゐるのである。即ち上は戰國時代より下は後漢時代に亘る遺物が、朝鮮半島の各地に於て發見せられてゐるのであり、殊に戰國時代の遺物が半島最南邊の地に於て出土してゐることは、特に注目すべき事實かと考へられるのである。

尤も、記録の上でも、朝鮮半島西北部と支那文化との關係は、比較的古代に溯るものとなつて居り、朝鮮に關する支那最古の記録は、史記宋微子世家に「於是武王乃封箕子於朝鮮而不臣也」とあるもので、ついでは漢書の地理志に「上谷至遼東、地廣民希、數被胡寇、俗與趙代相類、有漁鹽棗栗之饒、北隙烏丸夫餘、東賈眞番之利、玄菟樂浪武帝時置、皆朝鮮、濱貉、句麗蠻夷、殷道衰、箕子去之、朝鮮、教其民、以禮儀田蠶織作、樂浪朝鮮民、犯禁八條、相殺以當時償、殺相傷以穀償、相盜者男沒入、爲其家奴、女子爲

婢、欲自贖者、人五十萬、雖免爲民、俗猶羞之、嫁取無所讐、是以其民終不相盜、無門戶之閉、婦人貞信不淫辟、云々」とある記載であるが、なほ山海經海内北經に「朝鮮在列陽、東海北山、南列陽、屬燕」とあり、晉の郭氏注には、「朝鮮今樂浪縣、箕子所封也、列亦水名也、今在帶方、帶方有列口縣」と見えてゐるのである。たゞ史記朝鮮列傳には全然箕子に關する記事を缺いてゐるので、或は之れを以て不思議とするものもあるやうではあるが、箕子について最も詳細なる記事を掲げた宋世家に於て、その事實を記るしてゐるのであるから、その他の篇にては之れを省略したまでのことであらうと思はれる。朝鮮列傳にはたゞ衛滿以後のことだけを記るしてゐる所以はあるが、而もなほ「自始全燕時嘗略屬真番朝鮮」といひ「燕王盧綰反入匈奴、滿亡命、聚黨千餘人、魋結蠻夷服、而東走出塞、渡浪水、居秦故空地上下鄣、稍役屬真番朝鮮蠻夷、及故燕齊亡命者、王之都王險」とあるのであるから、既に戰國時代以來この方面に眞番、朝鮮なる蠻夷の國があり、同時に燕齊の亡命者のこの地に流入せしものも、少からず存したことことが推せられるのである。

されば、朝鮮半島西北部の地が少くとも戰國時代以來支那文明に接觸せしことは、記錄上からも推想せられ得べきところであり、この方面に於て戰國時代以來の遺物の出土を見るべきことは、もとより怪しむに足らざることである。されどその關係をば戰國以前にまで溯らしめ、周初箕子のこの地に封ぜられたとなす傳説に至つては、到底史實として考ふべからざることであり、考古學的の證明をも遂に期待

すべからざるところであらうと考へる。而も何故に史記漢書以下の諸書に於てこの所説を傳へてゐるのであらうか。殊に史記には單に「封_ニ箕子於朝鮮_一而不_レ臣也」との簡単なる傳へとして記るしてゐるだけで、朝鮮を以て眞番と共に東方蠻夷の國として認めてゐるのに對して、漢書にては朝鮮を以て聖王箕子の教化によりて、禮儀、田蠶、織作を學び、八條の禁令を守つた文化の國として記るして居り、恐らく史記に箕子を朝鮮に封ぜりある記事に基いて發展せしめた、想像説に過ぎないものと思はれる記事を附加してゐるのであるが、三國志魏志東夷傳注所引の魏略には

昔箕子之後、朝鮮侯見_ニ周衰燕自尊爲_レ王、欲_ニ東略_レ地、朝鮮侯亦自稱爲_レ王、欲_ニ興_レ兵逆_ニ擊_レ燕、以尊_中周室、其大夫禮諫_レ之、乃止、使_ニ禮西說_レ燕、燕止_レ之不_レ攻、後子孫稍驕虐、燕乃遣_ニ將秦開_ニ攻_ニ其西方、取_ニ地二千餘里、至_ニ滿潘汗_一爲_レ界、朝鮮遂弱、及_ニ秦并_ニ天下、使_ニ蒙恬築_ニ長城_ニ到_ニ遼東、時朝鮮王否立、畏_ニ秦襲_レ之、略服_ニ屬秦、不_レ肯_ニ朝會、否死、其子準立、二十餘年而陳項起、天下亂、燕齊趙民愁苦、稍稍亡往_ニ準、準乃置_ニ之於西方、及_ニ漢以_ニ盧綰_ニ爲_ニ燕王、朝鮮與_レ燕界_ニ於渙水、及_ニ綰反入_ニ匈奴、燕人衛滿亡命_ニ胡服、東渡_ニ渙水、詣_レ準降、說_レ準求_ニ居_ニ百界、故中國亡命、爲_ニ朝鮮藩屏、準信寵_レ之、拜以_ニ博士、賜以_ニ圭、封_ニ之百里、令_レ守_ニ西邊、滿誘_ニ亡黨衆、稍多、乃詐遣_レ人告_レ準言、漢兵十道至、求_ニ入宿_ニ衛遂還攻_レ準、準與_レ滿戰、不_レ敵也

とあり、戰國末より漢初に亘り、その記するところ比較的詳細なる記録をなしてゐるのである。實に史

記漢書編著の頃には全然知られなかつたらしい是等の事實を、三國魏の時代に至りて如何にして知り得たかを思ふ時、また疑ひなきを得ないのであるが、何れにせよ戰國より漢初にかけて、半島の西北部に朝鮮なる國があり、戰國及び前漢の燕に服屬したものゝやうであり、而も會々この地方が所謂尾箕の分野に當るが爲めに、武王箕子を朝鮮に封ぜりとの傳說を生じ、朝鮮に王たるもの、亦自ら箕子の後裔と稱せしものかと推考せられるのである。その事情は恰も吳王が周の太伯の子孫と稱し、越王が夏后帝少康の後裔と稱したのと、類似の事情であつたことゝ思はれる。隨つてこの傳說の生じたのは戰國時代以後で、朝鮮の名稱が支那に知られた後でなければならぬと推せられるのである。而も燕人衛滿の東方に亡命するや、胡服となつて朝鮮に行つたと傳ふるのであるから、朝鮮の地が漢初の頃に於てもなほ支那文化の影響を蒙ること著しからず、支那民族はなほ之れを以て蠻夷視せし事實が察せられるのである。今日當時の中心地であつたと認められる、大同江邊に於てすらも、その發見せらるゝ遺物が、主として漢の武帝以後のものであるといふ事實も、亦その事情を實證するものではあるまい。

要するに記録上より見るも、また遺物上より見るも、朝鮮半島に支那文化の影響を及ぼしたのは、戰國時代に始まるのであるけれども、その著しき影響を被るに至つたのは、漢の武帝の東方遠征の結果、北鮮の地が漢の直轄領となつた以後のことであるといふ見解は、誤りなき事實であらうと推せられるのである。而も南鮮の地が支那文化の影響を被つたのも、大體に於て北鮮の地とその時期を一にせしこと

は北方平安南道寧邊の地に於て燕の明刀錢を發見せしと共に、南方全羅南道康津の地に於ても亦之れを發見し、南方慶尙北道永川及び入室里その他の地に於て發見せられた遺物が、北方大同江面地方に於て發見せらるゝ遺物と相通するものある事實によりても察せらるべきところである。

然るに記錄上に於ては、南鮮の國が支那の記載に見えてゐるのは、後漢書に始まるのであり、光武帝紀建武二十年(西紀四四年)の條に

秋、東夷韓國人、率_レ衆請_二樂浪_一內附、

とあるのが、その初見である。後漢書東夷傳には始めて韓傳の項を設け、「韓有_ニ三種、一曰_ニ馬韓、二曰_ニ辰韓、三曰_ニ弁辰」となし、その境地及屬國の數を掲げ、「皆古之辰國也」といひ、各その風俗、習慣、產物等について記し、つぎに

初朝鮮王準、爲_ニ衛滿所_レ破、乃將_ニ其餘衆數千人、走入_レ海、攻_ニ馬韓_一破_ニ之、自立_ニ爲_ニ韓王_一後滅絶、馬韓人復自立_ニ辰王、建武二十年韓人廉斯人蘇馬謨等、詣_ニ樂浪_一貢獻、光武封_ニ蘇馬謨_一爲_ニ漢廉斯邑君、使_レ屬_ニ樂浪郡_一四時朝謁、

とあり、この最後に引用した、建武二十年韓人廉斯人蘇馬謨等貢獻の記事が、即ち曩に掲げた光武帝紀建武二十年の條に見える、東夷韓國人内附の記事に當るものと認められるのである。その他の部分は三國志魏志韓傳の記事を節略せしに過ぎないものであり、「初朝鮮王準云々」の記事は、魏志に

淮既僭號稱王、爲燕亡人衛滿所攻奪、將其左右官人、走入海、居韓地、自號韓王、其後絕滅、今韓人猶有奉其祭祀者、漢時屬樂浪郡、四時朝謁

とある記事と、「馬韓人復自立爲辰王」以下の、他の史料によれる記事とを接合せしものと思はれるのであるが、魏志注所引魏略に

其子及親留在國者、因冒姓韓氏、準王海中、不下與朝鮮相往來。○初右渠未破時、朝鮮相歷谿卿、以下諫右渠、不聽用、東之辰韓、時民隨出居者二千餘戶、亦與朝鮮貢蕃不相往來、至王莽地皇時、廉斯鑄爲辰韓右渠帥、聞樂浪土地美、人民饒樂、亡欲來降、出其邑落、見田中驅雀男子一人、其語非韓人、問之、男子曰、我等漢人、名戶來、我等輩千五百人、伐材木爲韓所擊得、皆斷髮爲奴、積三年矣、鑄曰、我當降漢樂浪、汝欲去不、戶來曰、可、辰鑄因將戶來來去、詣含資縣、縣言郡、郡即以鑄爲譯、從岑中乘大船入辰韓逆取戶來降伴輩、尙得千人、其五百人已死、鑄時曉謂辰韓、汝還五百人、若不者、樂浪當遣萬兵、乘船來擊汝、辰韓曰、五百人已死、我當出贖直耳、乃出辰韓萬五千人、牟韓布萬五千匹、鑄收取、直還、郡表鑄功義、賜冠幘田宅、子孫數世、至安帝延光四年、時故受復除、

とある記事に見える廉斯鑄なる人名が、後漢書に韓人廉斯人蘇馬謨等とある廉斯なる邑名と同一なることは、また何等かの意味を示すものではあるまいか。惟ふに魏略所載のこの傳説は、もとより支那説話

の一類型に屬するもので、史實として認むべきものではないのであるから、後漢書の編者がこの記事を全然採らなかつたことは正當であるが、而もこの説話の主人公として樂浪に降りし人の氏名が、廉斯謨となつてゐる所以は、韓人中まづ最初に樂浪に歸屬せしものが、廉斯邑君蘇馬謨等であつた事實の、説話化せしものであらうと考へられるのである。

それから、後漢書東夷傳に於ては、「馬韓、辰韓、弁辰の三者を總べて、皆古之辰國也」となすに對して、魏志東夷傳には「韓在二帶方之南、東西以海爲限、南與倭接、方可四千里、有三種、一曰馬韓、二曰辰韓、三曰弁韓、辰韓者古之辰國也」とありて、三種の中辰韓のみを以て古への辰國と認めて居り、その指定の範圍には廣狹の差があるのであるけれども、兩者共に古へこの南韓の地に辰國なる國があり、それが後の三韓の先行をなすものなることを認めてゐるのである。もし果してこの傳へが正しいものであるとすれば、韓人の國はまづ辰國の名を以て支那に知られたこととなるのであり、隨つて漢書朝鮮傳に「眞番辰國欲上書見天子」とある辰國も、史記朝鮮列傳の「眞番旁衆國」の誤記とのみ見るべきではないのである。殊に稻葉岩吉氏によると、校刊史記集解索隱正義札記(四)の「眞番旁衆國」註に、「宋本衆作辰」とあるさうであるから、漢書朝鮮傳に眞番辰國とあり、資治通鑑卷二十一漢紀十三にはこの場合單に「辰國」とのみ記るされてゐる事實も、全く史記に基くものとして理解せられ得るのである。而してもしこの事實にして誤りなしとすれば、眞番郡在北説は遂に成立困難なるに至るのであり、隨つて南鮮の辰國な

るものは、既に前漢武帝の時代より支那の方面にも知られてゐたものと認めざるを得ないこととなるのであり、その早く支那に通ずることの出来なかつたのは、全く朝鮮國に擁護せられたが爲めと察せられるのである。

けれども、この辰國が武帝以前、果して何れの時代にまで溯らるべきものであるか。またこの辰國と韓國との關係如何といふ問題については、更に深く考究すべき要あるを思ふのである。蓋し辰國について始めて詳細の事實を傳へてゐるのは、曩に掲げた魏略の記事であるが、之れに據ると「初右渠未_レ破時、朝鮮相歷谿卿、以下諫_ニ右渠_ニ不_レ用、東之_ニ辰國」といふのであるから、辰國は既に右渠の時代から存在した國で、その位置は朝鮮の東にあつたことゝなる譯であり、ついで「至_ニ王莽地皇時、廉斯鑄爲_ニ辰韓右渠帥」とあり、また「爲_ニ韓所_ニ擊得_ニ」「辰鑄因將_ニ戶來_ニ來出詣_ニ含資縣_ニ」「郡即以_レ鑄爲_ニ譯、從_ニ芩中_ニ乘_ニ大船_ニ入_ニ辰韓_ニ」「鑄時曉謂_ニ辰韓_ニ」「辰韓曰、五百人已死、我當_レ出_ニ贖直_ニ耳、乃出_ニ辰韓萬五千人、牟韓布萬五千匹_ニ等の語句に見るが如く、何れも辰國即ち辰韓として認むべき記事となつて居り、魏志に「辰韓者古之辰國也」とある記事の根據を示すものゝやうである。もとよりこの物語は史實として信すべきではあるまいが、三國魏の時代に於て、當時知られてゐた辰韓を以て、史記漢書に見えてゐる辰國として認めてゐたことだけは、疑ひないことゝ考へる。

然るに、魏志によれば、馬韓の一國なる月支國に辰王と稱するものがあり、一見五十餘の馬韓諸國を

統括してかのやうであり、その各國の長帥は、大なるものは自ら臣智と稱し、其次ぎは邑借と稱して居り、臣智は或は優呼臣雲遣支報安邪跋支瀆臣離兒不例狗邪秦支廉の號を加へ、魏より率善邑君、歸義侯、中郎將、都尉、伯長侯の官を賜うたとあるのである。而も辰韓については、「在馬韓之東、其耆老世自言、古之亡人避秦役、來適韓國、馬韓割其東界地與之、有城柵、其言語不下與馬韓同……有似秦人、非但燕齊之名物也」とあり、また弁辰については、「其十二國屬辰王、辰王常用馬韓人作之、世世相續、辰王不得自立爲王」と見えてゐる。してみると馬韓の一國月支國に治する辰王は馬韓諸國の外、更に辨辰十二國を統括したこととなるのであり、辰韓も亦之れに服屬したかの如くに見えるのである。さればかの後漢書東夷傳に「皆古之辰國也、馬韓最大、共立其種爲辰王、都目支國、盡王三韓之地、其諸國王先、皆是馬韓種人焉」とあるのは、全くこの記事によりてその形勢を明記せしものと思はれるのである。而して辰王の起源についても、魏志には「淮既僭號稱王、爲燕人衛滿所攻奪、將其左右宮人走入海、居韓地、自號韓王、其後絕滅、今韓人猶有奉其祭祀者、漢時屬樂浪郡、四時朝謁」とだけあるに對して、後漢書には「初期鮮王準爲衛滿所破、乃將其餘衆數千人走入海、攻馬韓破之、自立爲韓王、準後絕滅、馬韓人復自立爲辰王」とあり、以て建武二十年の漢人入貢の記事に續いてゐるのである。

是等の傳説の中で、朝鮮王準に關する部分は他にも類例多き説話の一つで、例へば義經が衣川から蝦夷に遁れたとか、爲朝が大島から琉球に逃れたとか、或は明の建文帝が南京より南走したとかいふ物語と

類型の説話に過ぎないものであり、もし眞に箕準がその餘衆數千人を將るて馬韓を攻め、韓王となつたとすれば、衛滿がそのままに見逃す筈はない譯であり、箕準にしても更に韓王として衛滿に對し、復讐の師を起さない筈はないと思はれるし、もしまだ少數の左右宮人と共に韓地に至つたとすれば、馬韓諸國を服するなどのことは、到底出來得べきこと、も思はれないでので、何れにせよその韓地に至つて韓王となれりとなす傳說は、史實として認めらるべきものではないのである。隨つてその韓王と號したとか、馬韓を攻めたとかいふ傳へによりて、韓とか馬韓とかいふ名稱が、當時に溯るものなるが如く考ふることは錯誤である。

それから、魏志には一方では「辰韓者古之辰國也」となし、その事實を裏書するが如き魏略の物語を注記として引用しながら、他方に於ては馬韓の一國月支國に辰王ありて、所謂三韓を統治せしが如き記載をなし、後漢書の編者をして「[○]皆古之辰國也」と断じ、「[○]共立其種爲辰王、都[○]月支國、盡王[○]三韓之地」[○]と明記せしめてゐるのであるが、その何れを以て當時の眞相を傳ふるものと認むべきであらうか。或は後漢書の記事を以て魏志以外の獨自の史料よりしものとして認むるものもあるであらうが、それは大なる誤解であり、魏志によらない獨自の部分は、「建武二十年、韓人廉斯人蘇馬謨等、詣[○]樂浪[○]貢獻、光武封[○]蘇馬謨、爲[○]漢康斯邑君」とある記事だけであり、その他の部分は皆魏志によりてその記事の矛盾を除き、獨自の識見によりて、それを取捨省略せしものに過ぎないのである。たゞへば魏志にては一方では

「有三種、一曰馬韓、二曰辰韓、三曰弁韓」と明記して置きながら、この本文中では「馬韓在西……辰韓在馬韓之東……弁辰亦十二國……弁辰與辰韓雜居」と記し、全然弁韓の名稱を記さないのであるから、後漢書にてはその本文により「韓有三種、一曰馬韓、二曰辰韓、三曰弁韓」と明記し、その矛盾を避けたに過ぎないのであり、その馬韓の國數を五十四國となつてゐるが、古本には五十四國となつてゐたと思はれるの數によりしまである。（今本は五十五國となつてゐるが、古本には五十四國となつてゐたと思はれる事實は、曾て内藤博士の證明せられたところである。藝文第一年第二號所載卑彌呼考參照）同様に辰韓に關する後漢書の記事も、亦魏志の「辰韓者古之辰國也」の一句と魏略の記事とを捨て、一に魏志本文によりしまでに過ぎないのである。

そこで考ふべきは、魏志及び魏略の記事の中で、どれだけ史實が傳へられてゐるかといふことであるが、まづ前漢武帝の頃には既に眞番の旁に辰國の存在せしことだけは、史記及び漢書の記事によりて認められ得る譯であり、隨つて魏略に朝鮮の相歴谿卿が右渠を諫めて用ひられず、爲めに東の方辰國に行いたといふ物語も、物語そのものはもとより史實として認むる譯には行かないのであるけれども、東之辰國……亦與朝鮮貢蕃不相往來」があるので、「貢蕃」が「眞蕃」の誤りなることには異論あるまいから、少くともこの物語作成の頃には、所謂辰國は朝鮮の東にありて、朝鮮眞蕃との往來極めて稀であつたことが信せられてゐたといふ事實だけは、認められ得べきこと考へる。而も王莽の地皇の時のこと

なつてゐる廉斯鑄の物語では、既に辰韓の名稱が用ひられてゐるのであるから、王莽以後に作成されたと認められるこの物語と、右渠歴谿卿に關する前の物語とは、時を異にして作成せられ、傳承せられたもので、恐らく歴谿卿の方は前漢時代、廉斯鑄の方は後漢時に支那(恐らく樂浪地方)に於て作爲せられ、兩者共に魏略にも採錄せらるゝに至つたものと認められるのであり、決して魏略の編者が之れを作成したとして見るべき性質のものではないのである。殊に廉斯鑄の物語が光武帝建武二十年、韓人廉斯人蘇馬謨等の樂浪に詣り貢獻せし以後の作爲なるべきことは、曩に既に述べた通りである。

さればこの物語の中で、眞に史實として認められる部分は、韓人五百人の贖直として辰韓萬五千人、牟。韓。布五千匹を出したといふのであるから、この物語作成の當時には既に辰韓牟韓の區別が知られてゐたこと、而もこの兩者が特に密接な關係にあるものとして認められたらしいこと、また「詣。含資源。」といふのであるから、この縣が當時樂浪と辰韓との交通上の要地として認められたらしいこと、隨つて當時辰韓と樂浪との間には多少の交通往來が行はれてゐたこと、なほ「從。芩。中。乘。大。船。入。辰。韓。」とあるのであるから、樂浪より辰韓に至るには水路による方が、更に便利であつたこと等、二二三の事實に過ぎないかと考へる。或は「從。芩。中。乘。大。船。入。辰。韓。」とある文句をば漢江を溯りしこととして見る説も存するのであるけれども、「乘。大。船。」「得。千。人。」といひ、「樂浪當。遣。萬。兵。乘。船。來。擊。」とあるを見れば、河船を意味するものでなく、海路を豫想するものなることは明白である。たゞこゝに注意すべきは、もし曾て李丙

燾氏が比定したやうに、含資縣の位置をば今の黃海道瑞興縣附近に當て、長岑縣（岑は岑の誤とし、岑中を長岑縣附近と見て）の位置をば今の黃海道松禾郡長岑山附近に當つべきであるとすれば、この物語によりてその含資縣及び長岑縣の位置が、また當時の樂浪郡の南境或は南境に近き位置ではなかつたかといふ疑問を惹起せしめらるゝことである。李君は史學雜誌第四十編第五號所載眞番郡考に於て楊守敬の所説に基き、「其の眞番を罷めて樂浪に併せ、且其の併せられた部分が後に分離獨立して帶方郡になつた」ことを主張し、まづ帶方郡の境域を推定し、ついで眞番郡の境域を論じ、「眞番の北境は勿論帶方郡のそれと一致してゐたものと考へられるけれども」「その南境は今の漢江附近にまで及んだのでなかつたらうか」と断じてゐるのであるが、その樂浪郡より分置せられた帶方郡の境域について論せしところは、如何にも精確で、恐らく正鵠を得たる所説であらうと思はれるのであり、後漢書郡國志に見えたる樂浪郡の南邊が、恰もこの帶方郡の南邊に一致し、かの魏略の含資縣即ち瑞興縣及び芩中即ち長岑縣の位置も亦大凡後漢當時の樂浪郡の南邊と見て何等の矛盾をも生じないのである。隨つてまたかの魏略歷谿卿の物語も後漢時代に作爲せられたもので、帶方郡の分置された魏時代の作でないことを證するものであらうと思はれる。

けれども、眞番郡の境域は必ずしも帶方郡の境域と一致するものとはいへないので、隨つてその北境が「勿論帶方郡のそれと一致してゐた」と考へられないことは、その南境が帶方郡の南境と一致しないの

と同様であらうと思はれるのである。元來楊守敬が「前漢昭帝の時、眞番郡を罷て樂浪郡に併せたその部分をば、後に魏に至りて分置して帶方郡となした」といふ論據は、晉志に見ゆる帶方郡の七縣をば、眞番郡の故縣と認定せる點に存することゝ推せられるのであるが、漢書武帝本紀注所引の茂陵書によると臨屯眞番各十五縣であるから、晉志の帶方郡七縣がもとの眞番郡十五縣と同一の境域でなかつたことは異論なきところであらうが、而もその十五縣の境域は南方に於てのみ相違があり、北境に於ては兩者全然一致したといふことの論據は、何れにも認められないのである。李君は帶方郡の北境と認定すべき慈悲嶺山脈一帶の地が、西鮮地方に於て最も重要な自然的境界線をなす事實により、之れを以て樂浪郡と帶方郡とを區別する境界線と認むべき、一理由として力説せられるので、同時にこの線がまた勿論眞番郡の北境として認定さるべきものであると考へられるのかと推せられるのであるが、帶方郡の場合には黃海道鳳山郡文井里に於ける古墳の發掘、土城の發見によりて當時の帶方郡治が今の鳳山郡なることが確定せられ、かつ魏志馬韓傳に「建安中、公孫康分_二屯有縣以南荒地、爲_二帶方郡」といふ明記があり、李君はその屯有縣を以て黃海道鳳山郡の北方黃州の地に比定せられたのであるから、樂浪帶方兩郡の境界線が黃州の南、鳳山の北に於て天然の地勢に據り、慈悲嶺山脈の地に比定せらるゝことは、正當であらうと認められるのであるけれども、國境郡界は必ずしも常に天然の地勢のみによりて決定せらるべきものではないのであるから、他に正當なる理由がない限りは、たゞ地勢上の理由のみによりて、その境界を

確認することは、危険なるを免れない。現に黃海道と平安南道との境界もこの線には據つてゐないのである。

蓋し漢書地理志に舉げられた樂浪郡の縣名は、二十五縣に上つてゐるのであるが、その中所謂嶺東の七縣を除けば十八縣となり、恰も後漢書郡國志に見えてゐる、樂浪郡の城數と一致するのである。たゞ漢志に呑列○とあるのが、後漢志には樂都○となつて居り、かつ黏蟬が占蟬、遂成○が遂城○とあるだけの相違に過ぎないのである。然るにもしその十八縣の中で更に晉書地理志に見えてゐる、帶方郡の七縣(帶方、列口、南新、長岑、提奚、含資、海冥)を以て本來眞番郡に屬せしものとすれば、その殘餘は十一縣となるのであるが、その中南部都尉治であつた昭明縣が、黃海道信川郡北部面附近であるとすれば、その位置上昭明縣も亦當然眞番郡の一部と見なければならぬので、樂浪郡所屬の縣は殘餘の十縣となる譯である。(晋志に見える帶方郡の南新縣といふ名が、漢志にも後漢志にも見えないのであるが、李君も論じた通りに、或は之れが昭明縣の改名されたものではあるまいか。)然るに樂浪郡は大同江流域を中心とし、もとの朝鮮本國の地を抱括したものと思はれるのに、その郡内の縣數が最初から僅かに十縣に過ぎなかつたとすれば、眞番郡、臨屯郡が元來各十五縣であつたといふのに對して、餘りに少くはないかといふ疑念が生ずるのである。もとより浪水を清川江とし、北は清川江より南は慈悲嶺山脈に至る間の境域に對しては、十縣の數は少くに過ぎないといふべきではなく、或は寧ろ正に適合せりと稱すべきであら

うが、而ももとの朝鮮本國が僅かにかくの如き狹地に過ぎなかつたとして見ることは、如何であらうか、疑ひなきを得ないのである。もしまだ當時の済水を以て鴨綠江であるとすれば、即ち十縣の數はその境域に對し、他の場合に比して餘りに少きに過ぎるを感じるのである。されど元來最初の樂浪郡の縣名が、漢書地理志に見えてゐる樂浪郡の縣名以外に、存在したとも思へないので、是等の縣を清川江以北に出るものとして見ることは困難であり、隨つて所謂南部都尉治の昭明縣が黃海道信川郡附近なる事實をも考慮して、最初の樂浪郡の南境は今少しく後の帶方郡の境域をも抱括し、載寧江に沿ひ、瑞興江即ち帶水或は三進江の邊にまで、及んでゐたのではないかといふ疑ひも生じ得るのである（済水に就いても異説が多いのであるが、史記及び漢書の朝鮮傳に見えてゐる済水が鴨綠江なることは疑ひないのであり、同時に漢書地理志に見えてゐる馬訾水が鴨綠江で、済水が清川江なることも亦正説であらうと考へる。蓋し衛氏の時朝鮮の境域は鴨綠江に及び、之れを以て済水と稱せしが、漢の四郡設置の際に、もとの燕齊の亡命者その他の支那移民多數なる、もとの秦の間空地即ち鴨綠江と清川江との間をば遼東郡に併せ、清川江以南の地に樂浪郡を置き、同時に清川江を呼ぶに済水の名を以て、しもとの朝鮮の北境なる鴨綠江には別に馬訾水の名を附するに至つたものではあるまいか。之れ予の卑見であるが、その論旨の詳細は之れを他日に譲りたい。）そこでもとの眞番郡十五縣の境域は、後の帶方郡の境域よりも恐らく李君の比定以上に北部に於ては縮まり、南方に於ては不明であるが、或は多少延びてゐたものではないかとも推

せられるのであるが、少くとも漢江まではその郡域に抱括されてゐたこと、推考せらるゝのである。

然るにこゝに不思議に思はるゝことは、馬韓の一國である伯濟國、即ち後の百濟の根據地が、また漢江流域の地であつたといふ事實である。尤も曾ては帶水を以て漢江に比定せしが爲めに、帶方郡の境域をば遠く漢江流域以南、京畿道の南境、忠淸北道の北半にまでも及ぼしたのであり、而も百濟發祥の地である慰禮城が、所謂南漢山即ち京畿道廣州の地なるべきことを確認せしが爲めに（史學雜誌第二十三編所載今西博士百濟國都漢山考。大正五年朝鮮古跡調査報告。津田博士報告朝鮮歴史地理第一卷參照）、百濟即ち馬韓の一國伯濟を以て、もとの帶方郡の地に起りしものと認めざるべからざる不合理に逢著するこゝなり、爲めに或は稷山地方を以て古の伯濟又は最初溫祚に關係ありし地方で、慶州古邑即ち慰禮城は後に帶方郡衰頽し、百濟の稍々强大なるに及んで、何時の頃にか遷都した地方であらうが、慰禮以前のこととは忘れられて、河南慰禮城をば溫祚の最初の都と信せしものなるべしとなし（今西博士所說）或は慰禮城は百濟が馬韓の一國より起りて北方に進み、帶方の故地を蠶食せし時に創建せしものなるべしとなし（津田博士所說）、以てこの間の調和を圖るに努めて居らるゝのである。

けれども、もし李君が推定せし如くに、帶方郡の境域を以て黃海道内に限られてゐたものであるとすれば、是等の疑問は直に氷解さるべき譯であり、またもし眞番郡の境域をば漢江以北に限るとすれば、漢江以南は即ち馬韓の境域となるべき譯であるので、江南廣州の地が最初から馬韓の一國伯濟の慰禮城

で、即ちその發祥の地であつたとして見ることに、何等の支障をも生じないのである。而もなほ予がこの問題をこゝに持出せし所以は、眞番郡の境域が今少しく南に延びたりしにあらずやとなす曩の疑問は、要するに想像に過ぎないのであるから、暫らく之れを置くとしても、かの辰國、馬韓、辰韓の關係及びその眞番郡との關係等諸點について、なほ大なる疑問を懷かざるを得ないからである。

蓋し前漢時代に於ては、眞番國に近く辰國なる國があつたこと、後漢時代に於ては韓人廉斯人蘇馬謨等の樂浪に詣り貢献せしことがあり、爲めに箕準韓地に入りて韓王と號すとか、辰韓右渠帥廉斯鑄の物語などが作爲せられるに至つたらしいことは、既に曩に述べた通りであるが、三國魏の頃に至つては、或はかの辰國を以て後の辰韓と同一視し、または辰國を以て三韓の總稱と認むる説をも生ずるに至つたやうで、魏志にはこの兩説を併記してゐるのである。而もこの兩説の生ぜし所以は、一方に於ては辰韓の名稱が辰國に類するものあると同時に、馬韓の一國月支國に辰王と稱するものが存在したといふ事實によるものであらうと推せられるのである。

然るに、韓なる名稱は元來種族名であつて國名でないことは、魏志にも後漢書にも、韓は「有三種」として馬韓、辰韓、弁韓或は弁辰の名稱を掲げてゐることによりても、推せられるところであり、また「韓人廉斯人」と稱せられる蘇馬謨が廉斯邑君に封せられた事實によりても、察せらるべきことである。而も韓なる名稱は文字を有せざる韓人自らが自發的に考案したものではなく、たゞへば濶貊といひ倭人

と稱すると同様に、その土人の發音に従ひて、この文字を當てたものか、若しくは漢人が何等かの理由によりてその土人にかくの如き名稱を附せしものか、二者その一を出でないのである。所がかくの如き名稱は長年月を通じて一定不變なる場合は寧ろ稀であり、多くは時代によりてその文字を異にするものであり、またその民族の文化の向上と共に、美字嘉言に改變せらるゝものである。たゞへば我が國の如きも最初には「倭」と書せしもの、「大倭」となり、「大和」となり、遂には「日本」となりしが如き、或は「百濟」が「百殘」とも「伯濟」とも書せられ、「新羅」が「斯盧」とも「薛羅」とも書せられしが如き、吐蕃が西藏となり、回紇を回鶻と書し、柔然を蠕蠕と改め、高句驪を下句驪と改め、羅馬を大秦と稱し、亞刺比亞を大食と稱するが如き、その諸種の實例は枚舉に遑がないのである。されば、前漢時代に「辰」といふ名稱を以て呼ばれしが、後漢時代となりて「韓」なる名稱に改められたといふことも、必ずしもあり得べからざることではあるまいが、たゞへば倭が日本となり、契丹が遼となり、女眞が金となり、蒙古が元となりし場合の如く、その民族の支那文化の影響による自發的改名にあらざる限りは、多くは支那民族によりてなされたる文字の變改であるが爲めに、その相違は音韻上の類似系統を思はしめるが如き、文字の改更に過ぎないのである。

そこで韓の場合であるが、もし前の辰國が後の韓に變改されしものとすれば、音韻上の類似關係は全然認められないものであるから、そは支那人によりて變改されたものではなく、辰國人自らが自發的に中

國の嘉名を撰び、之れに改更せしものと見らるべき、多くの可能性を生ずることとなる譯である。けれどもその結論に障碍を與ふることは、まづ第一に當時の韓民族の文化はかくの如く文字の善惡を甄別して、嘉名に變更するが如き高度には達してゐなかつたであらうと思はれる事實である。もし自己民族の種族名の文字にすらも、かくの如き注意を用ふる程支那文化に影響されてゐたとすれば、その各國の名稱についても、亦多少の注意が拂はれし事實の現はれてゐるべき筈であらうと思はれるのであるが、事實は全くその豫想に反し、三國魏の時代に於てすらも、馬韓辰韓弁韓の諸國中、なほかくの如き意味の國名を有するものは、一も存しないのであり、何れも土語の無意味な音譯のみに過ぎないのである。この事實は部長名などに於ても同様であるが、たゞこゝに注意すべきは、月支國に治するといふ「辰王」の名號が、その唯一の例外をなして居り、而もその辰王は恐らく韓族の諸部落を統括せしものなるが如く見ゆる事實である。されば一方に於て馬韓、辰韓、弁韓の三種屬名が使用されてゐた時代に、他方に於ては同時に辰王なる名號を有する權力者が存在したこととなるのであり、隨つて前の辰國なる名稱が韓に變更されたのではなく、前の辰國王はそのままに支那の三國時代にまで殘存し、之れとは別に韓なる種屬名も亦存在せしものであらうといふ事實を認めなければならぬこととなる譯である。

そこで、更に問題は、韓なる種族名は果して何時頃から使用されたものであらうか。元來この文字が最初からこの種族を表示する文字として、使用されたものであらうかといふことである。蓋し韓なる文

字は、曩にも述べたやうに、後漢光武帝建武二十年の記事を以て初見とするのであり、記録上はそれ以前に溯ることが出来ないのであるけれども、この種族がこの時代に至りて突然半島南部の地に現はれたとも思へないのであるが、果して前漢時代に於ては全然支那方面には知られなかつたのであらうか、疑ひなきを得ないのである。殊にその南方海島に住せる倭人の名が前漢書地理志にも山海經海内北經にも明記されてゐるに拘はらず、而も南鮮の地に於ても、北鮮と同様に前漢代の遺物が現はれてゐるにも拘はらず、慶尙北道永川及び入室里等の遺跡地からは北鮮と同様に前漢代の遺物が現はれてゐるにも拘はらず、隨つて支那文化の影響は南北共に殆んど同時ではないかと思はしめるものあるにも拘はらず、なほこの民族は前漢時代に於て全く支那と沒交渉であつたと考へなければならぬのであらうか、疑ひなきを得ないのである。

もとより、魏略などに傳へられてゐる傳説の中には、「準王_ニ海中_ニ不_ト與_ニ朝鮮_ニ相往來_ト」とか、「朝鮮相歷谿卿、以下諫_ニ右渠_ニ不_ト用、東之_ニ辰國_ニ時民隨出居者、二千餘戶、亦與_ニ朝鮮貢_ニ蕃、不_ト相往來_ト」とか記るしてゐるのであり、古代に於て朝鮮眞蕃方面との交渉が稀であった事實を反影してゐるのであるかも知れないが、或はまた支那の記錄中南鮮に關し傳ふるところのものが、殆んど全く存在しない爲めに、傳説作者をしてかの言をなさしめたものであるかも考へられるのであり、寧ろ後の考へが正當ではないかと思はれるのである。そこで更に生ずる疑問は、韓なる名稱は後漢以後に傳へられてゐる種族名である

けれども、この種族はその以前に於ても何等か他の文字或は名稱によりて傳へられてゐたものではあるまいがとじふことである。是に於てまづ第一に思ひ出るゝことは、山海經海内北經に「蓋國在鉅燕南、倭北、倭屬_レ燕」とある文句である。朝鮮については別にこの文句の直ぐ次に「朝鮮在_二列陽、東海、北山、南列陽、屬_レ燕」と見えるのであり、その位置は郭氏注にも「朝鮮今樂浪縣、箕子所_レ封也、列亦水名也、今在_二帶方、帶方有_二列口縣」であるやうに、列水即ち大同江に據つてゐた、所謂朝鮮を意味するものなることは疑ひないのであるから、「東海」とある句の「東」は「西」の誤りであらうと思はれるので、朝鮮に近くして北に燕、南に倭と隣する蓋國は、その地理上の位置の上から、後の所謂韓族を意味するものではないかといふ疑念をも生ずるのである。勿論今の北京音では蓋は kai 韓は han Karlgren によると yan 古音では盖は kai 韓は yan であるといふのであり、Giles によると、蓋の福州音が kaing 溫州音が kang、韓の福州音が kang、hang、日本音が kan であるから、音韻上に於ても亦全く無關係であるとのみは思へないやうである。もとより山海經は精確な地理書ではなく、多くの荒唐無稽なる記事を載せてゐる書であるから、之れのみによりて、とかくの説を確立せんとすることは、危険であり、またその記事に對して正確を期することも不可であるから、この場合も亦餘りに強く是非を主張することは、勿論出來得ないのである。

それから、更に思ひ出るゝことは、眞番なる名稱である。史記朝鮮列傳を見るに「自_二始全燕時、嘗

略^ニ屬眞番」である文句の注に、「徐廣曰、一作莫。遼東有番汗縣、番音普蓋反」とあり、また太史公自序に「燕丹散亂遼間、滿收其亡民、厥聚海東、以集眞藩」とある文句の注にも、「徐廣曰、一作莫。藩音普寒反」とあるやうに、晋の徐廣が「一作莫」と注記せし句であるが、他の徐廣の文例から見ると、たゞへば南越尉佗列傳の「取邯鄲穆氏女、生子興」なる句下に、「徐廣曰、一作以」と注し、「勇士魏臣等輔其缺。」なる句下に、「徐廣曰、一作決」と注し、「及江淮以南」なる句下には、「徐廣曰、淮一作匯」と注し、東越列傳の「姓騶氏」なる句下に、「徐廣曰、騶一作駱」と注してゐるやうに、その注解せんとする文字が最後にある場合には、たゞ「一作以」とか「一作決」とか記るして居り、然らざる場合に於てのみ、「淮一作匯」とか、「騶一作駱」とか、その注解せんとする文字を摘記するといふのが、普通のことであるから、「一作莫」といふ場合もこの例に従ふと、當然「眞番」の「番」字が一に莫に作られてゐることを意味するものと認められるので、從來全く學者の注意を引かなかつた所以であらうかと思はれる。けれども番或は蕃、藩と莫とでは字形も可なりに違つてゐるのであり、もと眞番といふのは、土語の音譯であらうと思はれるが、番fanはカ氏の古音には,biwan, piwanとあり、日本でも han (pan) banと發音するので莫 moとの間に全然音韻上の關係なしとはいへないが、字形の上では大分隔りがあるやうで、傳寫の誤りとして見ることは、困難であらうと考へられるのである。尤も史記酷吏列傳周陽由の傳中にも、「未嘗敢均茵伏」とある文句の下に、「徐廣曰、漢書作馮、伏者軾」との注があり、漢書の同傳に「茵馮」となつてゐることを知

るのである。この場合も伏 fu と馮 fēng とは字形上著しく異つて居り、而もかくの如く二様に傳はつてゐるのであるが、然しこの場合はその意義に於て相通するので、番と莫との場合と同一ではないのである。

かつまた、徐廣注の記載も必ずしも常に裏に揚げたやうな文例のみに、一定してゐる譯ではないのであり、たゞへば史記南越尉佗列傳に「元鼎五年、秋、衛尉路博德、爲_ニ伏波將軍、出_ニ桂陽、下_ニ匯水」とある文句の下に、「徐廣曰、一作_レ湟」と注してゐるのであるが、この場合一に「湟」と作られてゐる文字は、普通の文例によれば、何等本文中の文字を舉示してゐないのであるから、「水」字であるべき譯であるが、漢書の西南夷兩粵朝鮮傳によりて見れば、「出_ニ桂陽、下_ニ湟水」とあるので、徐廣注の文句は「匯_ニ一作_レ湟」の意味なるべきことを確認し得るのである。而も、もし漢書のこの記事がなかつた場合には、他の文例に基いて、「水_ニ一作_レ湟」の意味であると主張するものがあつたとしても、確實に之れを論破することは出来ないことをなり、殊に漢書地理志に桂陽郡桂陽縣の注に「匯水南至_ニ四會_ニ入_ニ鬱林_ニ過_ニ郡_ニ行九百里」とあるので、或は一層その説を扶くることとなり得るのであり、終には匯湟二水を意味すとの説をなすものも生じ得る譯である。

その他、史記西南夷列傳に、「從東南身毒國」とある文句の下に「徐廣曰、字或作_レ竺、漢書直云_ニ身毒、史記一本作_ニ乾毒_ニ」との注が見えて居り、「或作_レ竺」とあるのは、この場合「國」字に對するものとは思へないが、とにかく前掲の普通の文例とは異つてゐる。同じく史記酷吏列傳の楊僕傳に「置伯格長」とある文句

の下に「徐廣曰一作_レ落古村落字、亦作_レ格、街陌屯落、皆設_ニ督長_一也」との注があり、「一作_レ落」のある句が「長」字に對するものでないことは明かであるが、而も最後の文字に對せざる場合でも、必ずしもその注解すべき文字を摘示せざる一文例として見られ得るのである。またたゞへば司馬相如列傳中の「丹青赭墨」なる句下に、「徐廣曰、烏狹反」と注し、「雌黃白坱」なる句下に、「徐廣曰、音符」と注し、「踰波趨澗」なる句下に、「徐廣曰、鳥狹反」と注するやうに、その注の對照となる文字が最後の文字なる時は多くは之れを舉示することを省略してゐるのであるけれども、また同傳中の「湛湛」なる句下には、「徐廣曰、湛_ニ音沈」とあるが如く、之れを舉示せし場合もあり、「獲周餘珍收龜于岐」なる句下には、「徐廣曰、一作_ニ放龜」と注し、儒林列傳中の「弟子二人、乘_ニ輶傳_一從」なる句下には、「徐廣曰、馬車」と注せし如く、最後の位置にあらざる文字に對する注解にも、その文字を摘示せざる實例も存するのであるから、或る一定の文例型式を以て、常に徐廣注の用例として、之れを律する譯には行かないのである。

そこで考ふべきは、曩に掲げた「眞番」に對する徐廣注の「一作_レ莫。」とある文句であるが、之れを以て普通に解するが如く、「番」に對する注を見ずして、「眞」に對する注となし、「眞一作_レ莫」の意を見る譯には行かないのであらうか。もしかく見ることが許されるとすれば、眞番は一書に莫番と記るされた場合も存したこととなり、「莫番」はかの魏略に「牟韓」とあり、宋書東夷傳に「慕韓」とあり、魏志に「馬韓」とあるものと、同音の異字ではないかといふ、疑問を生ずるのである。蓋しカ氏によると莫は官話音 mo、廣東音

mok, mou 古音 māk, muo' であるが、Giles によると、揚州や安南で mak であり。朝鮮では mal, mak と發音してゐるのであり、他方で「馬ma」も溫州や寧波では mo 朝鮮では mōl を發音し、「慕」も北京音 mu で、廣東音、寧波音・安南音等何れも mou で、カ氏の古音は muo' 朝鮮では mo であり、牟もカ氏の古音は miəu であるが亦北京音 mou 廣東音 mau 朝鮮音 mu となつてゐる。されば是等の諸語が同音を現はす爲めに、共通に使用されることは不思議とするに足らないのである。而して「莫」「莫」が「眞」を誤まることは、「眞」が更に魏略では「貢」と誤つてゐると同様に、その字形上傳寫の際に生じ易き、誤記であらうと認められるのである。

もし以上の推測が許されるとすれば、「番」と「韓」とが同音の異譯なるべかことか、亦認められ得ないであらうか。曩に掲げたやうに、カ氏によると「韓」の古音は jān で、「番」の古音は bīwan, pīwan であるところので、その間に全然音韻上の關係は認められないこととなるのであるけれども、Giles によると、「韓」は北京、滿洲、四川、朝鮮、安南等にて han であるが、日本では kan 福州では hang or kang であるに對し、番は北京では fan 漢口、滿洲、四川等では fan or p'an 福州では hwang or p'wang 朝鮮では pan 蕃も北京で ban 福州 hwang 日本 han 朝鮮 pön である事實から見ると全く緣故な音とみ思へないのである。けれども之には karlgren 氏の研究を無視してか「ふなればならぬからめどより

言語學者の贊同を得ることは不可能と思はれるので、強いて主張する譯にも行かないのである。のみならず眞番を莫番の誤記と見ることにも勿論反対者が少からざることゝ思はれるので、強く之れを主張すべき自信をも有しないのである。たゞ眞番國を以て朝鮮半島南部に位置せしものとし、辰國を以てその旁にありしものとし、而も辰國を以て後の辰韓に當るものであるとすれば、後の馬韓の存在をも亦之れを認めなければならぬので、馬韓の名稱が古く記錄に見えざることを不思議とするの餘り、試みに一二の疑問を提起したゞけに過ぎないのである。

元來、眞番郡が半島南部に位置せしものなるべきことは、李丙燾君の眞番郡考によりて十分に論證されてゐるのであるが、なほ太史公自序に燕丹散_ニ亂遼間_ニ、滿收_ニ其亡民_ニ、厥聚_ニ海東_ニ、以集_ニ眞藩_ニ、襟_ニ塞_ニ外臣_ニ作_ニ朝鮮列傳第五十五_ニとあるにより、或は之れを以て眞番在北説の一理由とするものがあるかも知れないが、之れは明かに「眞番」の次ぎに「朝鮮」の二字を脱したもので、恐らくこの二者が徐廣の注によりて隔てられてゐる爲めに、傳寫の際その後者を脱落したものかと推せられるのである。かく見なければ、朝鮮列傳を作つたことの説明としては、不備なるを免れない。隨つて之れを以て眞番在北説の理由するには足らないのである。そこで眞番は辰國と並んで南方にあつたとし、而も眞番は馬韓と同名異字に過ぎなかつたとすれば、所謂辰國はやはり辰韓を意味するものと見るべきではあるまいか。魏略歷谿卿及び廉斯鑄説話に見ゆる辰國及び辰韓が、後の辰韓を指せるものなることは、その「東之_ニ辰國_ニ」といひ、

「來出詣^ニ含資縣^ニ」とあり、かつ之れを攻むるに水路によりて、察せられるところである。蓋し馬韓が朝鮮の南なるに對して、辰韓は朝鮮の東に位置するのであり、また含資縣が黃海道瑞興郡の邊であるとすれば、馬韓方面より北上する際の要路としてばかりでなく、慶尙道方面より忠州驪州を經て北上する際の要路としても、見られ得るのであり、かつその陸路は馬韓方面へ至る場合と異り、その海路に比して、遙かに困難なるものであつたこと、認められるからである。

而して、もし是等の事實が認められ得るとすれば、馬韓は既に前漢以來、朝鮮と殆ど同時に支那方面に知られぬたりしこと、辰韓の名も亦少くとも前漢武帝の時代に於て知られぬたりしこと、記録上明白なる事實として認められ得るのである。是に於て馬韓及び辰韓なる種族名は後漢時代に至りて突然現はれしものではなく、その由來するところの甚だ古きものあるべきことを思はざるを得ないのであり、その始めて韓なる文字によりて支那の記錄に現はるゝのは、後漢光武帝建武二十年の記事に始まる事、曩に述べし通りであるけれども、而もこの種族はその學者の問題は措くとしても、既に眞番及び辰國なる異なれる稱呼文字によりて、更に古くより知られぬたりしことを認めざるを得ないのであり、支那や樂浪に遠い東邊の辰韓が既に支那方面に知られてゐた時代に、支那や樂浪に近い西邊の馬韓がなほ全然支那人の知るところとならなかつたといふ不合理をも、之れを排除することが出来るのである。白鳥博士によると、この種族はやはり濶貊種の系統に屬するもので、北方より南下して半島南部の地に定住する

に至つたものならんとのことであるが、それはもとより太古石器時代に溯るべきことゝ考へる。

そこで、更に問題となるのは眞番（莫番？）慕韓、牟韓、馬韓を以て皆同一種族の異稱に過ぎないものであるとすれば、何故に眞番の外に牟韓即ち馬韓が更に南方に存在せしものと認めらるゝに至つたかといふことである。蓋し馬韓といひ辰韓といふ、何れも國名にあらずして種族名なること、濶貊といひ倭と稱するのと、同様であらうと思はれるが、その住地は古くより朝鮮及び濶貊の南部であつたやうで、戰國の頃は朝鮮と共に燕に服屬し、秦を経て漢に至り、衛滿の朝鮮國を叛むるに及びて之れに併されたのであり、而も莫番の名を以て朝鮮に服屬せし部落は、所謂馬韓諸部落の北部のもので、恐らく漢江以北の諸部落ではなかつたかと推せられるのである。何せなれば魏志に馬韓の一國として記るさるゝ伯濟國、即ち後の百濟國の發祥地として認められる京畿道廣州の地が、漢江の南邊に位し、而も所謂眞番郡の中には屬しなかつたのではないかとも、疑はれるからである。從來漢江を以て當時の帶水として比定し、隨つて帶方郡の境域を以て京畿道全部は勿論、或は忠淸北道の北部もにまで及ぶべしとなす見解が行はれてゐる爲めに、廣州を以て最初より百濟の故地であつたとして見ることに疑を懷き、この間の矛盾を説明せんとする試みもや存したのであるけれども、今では帶水の位置が更に北方に比定せられ、隨つて帶方郡の境域が更に北方に限らるべきである以上は、もはやかくの如き苦しき辯明をなすの必要もない譯である。周書百濟傳に「始國ニ於帶方」とあり、隋書百濟傳に「始立ニ其國于帶方故地」とあるが如きも、

亦恐らく漢江を以て帶水に比定せしが爲めに生せし、推定に過ぎないのであらう。

要するに朝鮮半島の南部に據りし、所謂「モハン」諸部落の北部地方は、何時の頃からか、眞番なる文字によりて支那の文書に傳へらるゝこととなり、而も、漢江以南に據りし南部諸部落は、なほ自ら「モハン」なる舊來の稱呼を維持しむたりしもの、後には別に牟韓、馬韓等の文字を以て寫さるゝこととなり、その結果遂に眞番と馬韓とは全然異なるものとして、考へらるゝに至つたのであるまい。その事情は恰も熟女眞に對する生女眞、栗末靺鞨に對する黑水靺鞨、或は突厥に對する鐵勒諸部の如き關係に置かれたものではあるまいかと考へる。

而して、更に考ふべきは、馬韓と辰韓との關係も亦略々之れと類似の事情であつたかと思はれるのであるが、たゞ辰王と稱するものが、馬韓の一國なる月支國に治し、而も辰韓をば統治しむたりしことす魏志の記載をば、如何に解すべきかといふ問題である。惟ふに宋刊史記に眞番旁辰國とあるといふのであるから、當時眞番國と並んで辰國なるものの存在せしことは疑ひなきところであり、隨つて當時既に自ら辰王と稱するもの、存在せしことも、亦略々推想せられ得るところであるが、而もこの所謂辰王なるものは、もとより支那の封冊を受けたといふ性質のものではなく、たゞ勝手にかく號しただけのもので、またその領域も必ずしも廣大であつたことを意味しないのである。たゞへば樂浪郡の南部都尉治であつた、昭明縣の遺蹟である、黃海道信川郡北部面西湖里から、「太康四年三月、昭明王某造」「元興

三年三月廿日、昭明王某造」等の文字ある數個の壙が發見されたことであるが、太康四年は西晉武帝の治世で、西紀二八三年に當り、元興三年は東晉安帝の治世で、西紀四〇四年に當るのであるから、前者は樂浪帶方の滅亡した西晉愍帝の建興元年即ち西紀三一三年よりも約三十年前であり、後者はその滅亡後約九十年後であるが、建安中に遼東の公孫康が樂浪郡の南邊を割いて帶方郡を置いた時には、南部都尉治と思はれる、昭明縣もその中に沒して帶方郡内の一縣となつたことは、その地理上の位置からしても疑ひなきところであらうと考へられるのに、晉書地理志に見ゆる帶方郡の屬縣中にはその名を見ないのであるから、或は晉志に南新縣あるものが、即ちもとの昭明縣ではないかとの推定をば曩に掲げたのであつた。然るにその晉代に於て昭明王と號するものが、この地方に居たとすれば、僅かに一縣を領するものにても、王號を僭稱せし場合があることが推せられるのであり、隨つて所謂韓王の如きも、その領域はもとより馬韓の一國に過ぎなかつたとしても、必ずしも不思議とするに足らないのである。

たゞ馬韓の一國月支國に治し、馬韓諸國を統治するが如く見ゆるのに馬韓王といはずして辰王と稱せりといひ、而も「弁辰韓合二十四國、大國四五千家、小國六七百家、總四五萬戶、其十二國屬辰王、辰王常用馬韓人作之、世世相繼、辰王不得自立爲王」とあり、之れだけにては、その統治せしものが、辰韓十二國か弁辰十二國か不明であるけれども、辰王といふ名稱から見ても、また魏略の廉斯鑄説話にて樂浪の兵が鑄を以て譯となして辰韓に入り、戸來と共に辰韓に降つたものを逆へ取り、千人を得たとい

ふ物語で、辰韓は他の死者五百人の贖直として、乃ち辰韓萬五千人弁韓布萬五千匹を出したがあるのであり、この物語は作爲であるとしても、辰韓と弁韓とが特殊の關係にあつたことが、察せられるのであるから、かの十二國はやはり辰韓十二國を意味するものであらうと推せられるのみならず、弁辰については別に「其瀆盧國與倭接界、十二國亦有王」とあるのであるから、曩の辰王に屬するといふ十二國が、辰韓十二國を意味するものなることは疑ひなきところであらうと思はれるが、「弁辰與辰韓雜居」とあるのに、辰韓の十二國は辰王に屬し、弁辰の十二國は別にその王を有せりとなすことが不思議であるのみならず、「辰王常用馬韓人作之、世世相繼、辰王不得自立爲王」とあるので、辰王は世襲ではあるけれども、自ら立つて王たるを得ず、常に辰韓の人々から立てられて王となつたと解するか、或は辰韓は常に馬韓人の中からその王を立て王位は世々相繼いで絶ゆることはないが辰王の自立を許さなかつても解せらるゝ文句をなして居り、隨つてかの月支國に治するといふ辰王は、會、當時辰韓諸國に奉ぜられて之れに王となつてゐた所謂辰王で、馬韓諸國に對してはその統治權を有してゐなかつたものではなかつたかといふ疑問も生ずるのであり、もし果して然りとせば、辰韓も弁辰も共に王を有するのに、馬韓のみが王を有してゐなかつたといふことも、亦不思議に思はるゝのである。

或は馬韓を以て前の辰國と同一國であるとして之れを解せんとする所説も見えるのであるけれども、それならば何故に馬韓を辰國として傳へたか、若しくは辰國が何故に後に馬韓となつたかといふ、まづ

その理由を説明すべき必要がある譯である。而もその理由については何等の説明を聞かざるのみならず、三國魏の時代に於ける辰韓は、魏志による「馬韓の東にあり、其耆老の世に傳ふるところでは、「古之亡人、避秦役來適韓國、馬韓割其東界地與之」といふのであり、その傳説はもとより史實としては取るに足らずとするも、少くとも三國魏の時代にはかく信せられし程に、辰韓は微弱なもので、馬韓人をして王となし、恰も馬韓の附屬國の如き状態であり、之れを支配する辰王は、辰韓には居ないで、馬韓にゐたことは、魏志の明記するところであり、また後漢時代も略、同様であつたらしく、後漢書には記るされてゐるにも拘はらず、王莽の地皇の頃には辰韓が主で、弁韓(那河博士は或は弁韓の誤記かとせり。予は取らす。)は之れと密接な關係を有したらしい國であつたとして見ることは、また甚だ不合理な事實ではあるまい。尤も建武二十年樂浪貢獻の記事には單に韓人廉斯人とのみありて、馬韓とも辰韓とも記載がなく、而も魏略には地皇の時樂浪に通じた廉斯鑄をば、辰韓の右渠帥となしてゐるのであるけれども、之れは史記漢書の朝鮮傳に眞番と並んで辰國の名が出て居り、同時に後漢光武の時韓人廉斯人樂浪内附の傳へがあり、こゝに辰國を辰韓とし、廉斯人を廉斯鑄として、かの説話が作爲せらるゝに至つたらしいのであるから、この説話によりてかの廉斯人を辰韓人を見る譯には行かないのである。

然るに魏志韓傳の記載を見ると、まづ「韓在帶方之南、東西以海爲限、南與倭接、方可四千里」があり、半島南部の民族を總稱して「韓」と呼びながら、その中に三種ありとして、馬韓、辰韓、弁韓の三種

名を擧げ、本文では弁辰とし、辰韓と雜居し、同じく城郭があり、衣服居處も辰韓と同じく言語法俗も亦相似てゐたといふのであり、それで辰韓は馬韓と言語同じからず、秦人に似て居り、爲めに「今有、名レ之爲秦韓者」といふのであるから、之れとその言語法俗が似てゐたといふ弁辰も、亦馬韓と異なり、辰韓と共に秦人に似てゐたことゝなる譯である。けれども辰韓の言語が秦人に似てゐたといふことが辰秦の字音相通するが爲めに生ぜし作爲に過ぎないことは、その馬韓と異なる實例として擧示された、辰韓の言語なるものは、「名レ國爲レ邦、弓爲レ弧、賊爲レ寇、行酒爲レ行觴、相呼皆爲レ徒」といふのであるから、皆漢語の一種であり、決して韓語の一種にあらざることによりても明かであり、隨つてその言語馬韓と同じからずといふことも、亦辰韓の言語を秦人に類似すとなすことによりて生ぜし、作爲たるに過ぎないのである。もし事實上馬韓と辰韓とがそれ程言語を異にしてゐたとすれば、之れを抱括して同じく韓人と稱するこども如何かと思はれるが、馬韓に於ける長帥の大なる者を臣智といふに對し、辰韓にてもその渠帥の大なる者をば同じく臣智と稱し、其次を馬韓にて邑借といへるに對し、辰韓にても借邑なるものありとする事實は、寧ろこの兩者の言語の相類似するものありしことを思はしめるのである。なほ魏志の記事の不正確なことは、比較的文化の劣つてゐたらしい辰韓には「有城柵」と記し、弁辰にも「有城郭」と記しながら、馬韓には「無城郭」と記し、而もその先では「官家使レ築城郭云々」といつてゐることなどでも知られるのである。支那風の城郭が馬韓にもまた弁辰韓にもなかつたことは、後世の事實より見ても

もとより疑ひないと思はれるが、如何なる種類の城柵もなかつたとは思ひ難いのである。

そこで、更に疑はるゝことは、辰國及び辰王なるものゝ性質である。魏志によると三國魏の時代に所謂馬韓なるものは五十餘國に分れて居り、大國は萬餘家、小國は數千家で、總べて十餘萬戸であつたといふに對して、辰韓及び弁辰の諸國は合して二十四國で、大國四、五千家、小國六、七百家、總べて四、萬戸といふのであるから、その數字はもとより不正確であるとしても、とにかく弁辰韓の各國の大いさは馬韓の各國よりも概して小さく、全戸數も遙かに少かつたものとして認められてゐるのである。されば魏志辰韓の條注所引の魏略にも、「明其爲流移之人、故爲馬韓所制」と記るしてゐるやうな事情であるのに、辰韓に王があり、弁辰にすらも王があつたとすれば、馬韓に王がゐなかつたといふことは、考へ難いことのやうに思はれる。されば辰王がまた同時に馬韓王ではなかつたかとも推せられるのであるけれども、然しそれが馬韓王であつたとしては、第一その辰王なる稱號が實質に伴はないし、またその魏志に現はれた馬韓内部の狀態も統一ある國家體制を有するものとも思はれないのである。即ちその記するところによれば總べて五十餘國に上つてゐるその各國には、各、長帥があり、その大なる者は自ら「臣智」と稱し、その次は「邑借」と稱し、山海の間に在り、城郭なしとあり、また「臣智或加優呼臣雲遣支報安邪跋支瀆臣離兒不倒拘邪秦支廉之號、其官有魏率善邑君、歸義侯、中郎將、都尉、伯長侯」とあり、かつ漢時屬樂浪郡、四時朝謁、桓靈之末、韓滅彊盛、郡縣不能制、民多流入韓國、建安中、公孫康分屯有

縣以南荒地、爲帶方郡、遣公孫模張敞等、收集遺民、興兵伐韓滅舊民稍出、是後倭韓遂屬帶方、景初中、明帝密遣帶方太守劉昕、樂浪太守鮮于嗣、越海定三郡、諸韓國臣智加賜邑君印綬、其次與邑長、其俗好衣幘、下戶詣郡朝謁、皆假衣幘自服印綬、衣幘千有餘人、部從事吳林以樂浪本統韓國、分割辰韓八國、以與樂浪、吏譯轉有異同、臣智激韓忿、攻帶方郡崎離營、時太守弓遵、樂浪太守劉茂、興兵伐之、遵戰死、二郡遂滅、韓其俗少綱紀、國邑雖有主帥、邑落雜居、不能善相制御、見えてゐるのである。即ち城郭なしもあるのは疑問であるが、とにかく馬韓の諸國には各、臣智若しくは邑借と稱する長帥があり、是等の長帥は大なる者即ち臣智が何々邑君の印綬を加賜されしこと、後漢建武二十年に樂浪に詣り貢獻せし廉斯邑君と同様であり、その次の者即ち邑借が邑長の號を賜はつたのであるが、臣智等は別に自ら優呼臣雲遣支報安邪跋支瀆臣離兒不倒拘邪秦支廉等の號を併せ稱すると共に、魏より率善邑君、歸義侯、中郎將、都尉、伯長侯等の官名をも賜はつたもの、やうである。而も臣智以上に立つて之れを統括し、馬韓國を組織せしものの存せしが如き形跡は更に認められないのであり、また多くの馬韓人にして樂浪に歸屬するものがあり、一千餘人にも及んだが、之れを部べし從事吳林以が、辰韓八國を分割して樂浪に與へし時にも、「臣智激、韓忿」とあり、之れを激忿せしものは即ち各國の長帥臣智とその支配下の韓人であつたことが知らるゝのであるから、それ以上に馬韓王或は韓王と稱せし、馬韓全體の統治者の存在を認むることが出來ないのである。「其俗少綱紀、國邑雖有主帥、邑落

雜居、不能_ニ善相制御」であるのも、亦その統一的主權者なき實情を述べたものであらうと推せられる。

さればかの月支國に治すといふ辰王を以て、馬韓の統治者であつたとして見る譯には行かない。尤も「臣智激、韓忿、攻_ニ帶方郡崎離營」といふが如き場合には、各臣智が協力して帶方郡に侵入せしものと思はれるので、各臣智の中でも比較的有力なるものが、その首帥となりしことはもとよりあり得べきこととして推想されるのであり、「二郡遂滅_レ韓」とあるが如きも、その各臣智中の首帥を滅ぼせしことを誇張せしものかとも、推せられるのである。隨つて平時に於ても亦各臣智中で比較的有力なるものが、多少他を制御するが如きことも、あり得たこと、思はれるのであるが、その事實について更に記するところがないのを以て觀れば、永續性を有するかくの如き組織の存在は疑はしく、勿論後の百濟、新羅等の諸國に見るが如き、統一的の國家體制は未だ全く存在しなかつたものと斷ぜざるを得ないのである。

況んや魏時代より以前後漢乃至前漢の時代に溯りて、この南方韓族の間に辰國といふ、後の馬韓及び辰韓諸國を抱括するが如き、國家の當時既に成立してゐたとは到底考ふべからざるところである。さればとて史記漢書に明記されたる辰國の存在を疑ふことは出來ないのであり、而もその辰國は眞番國と併記されてゐるのであり、後の辰韓諸國中の一國といふが如き、小國を意味するものとも見られないのであるから、その國の意味たる、眞の國家の意味を現はすものとして解すべきではなく、たゞへば滅人の諸部落を總稱して滅國といひ、韓人の諸國を總稱して韓國といふが如く、その内部に於ける眞の國家的

體制の存否を問はず、たゞ辰韓諸國を總稱して辰國と記せしに過ぎないものと認められるのである。

されば、魏志に所謂辰王の如きも、或は史記漢書に「辰國」なる國名あり、之れを以て「辰韓」なりと認めし結果、「辰韓者、古之辰國也」と斷ずると共に魏略に見ゆる廉斯鑄をば、辰韓の右渠帥となす説話などに誘はれ、遂に辰王月支國に治し、辰韓十二國を統屬すといふが如き事實を、作爲するに至つたものではないかといふ疑念も生ずるのであり、而も曩に述べしが如き馬韓の實情より見て、三韓中で人口も多く、また支那人との交渉も頻繁であり、隨つて文化も最も進んでゐなければならぬ筈の馬韓にして、なほ常置の王を有しないのに、却つてそれよりも微弱にして文化も劣れりと思はれる辰韓弁辰には、王がゐて之れを統括したといふことは、常識上考へ難いことかと思はれるので、その疑念も亦必ずしも全く理由なきことではないのである。けれども更に考ふるに辰韓弁辰の如き小數の部落は、馬韓の場合の如く多數の部落よりも、共通の利害によりて一致結合することが比較的容易な譯であり、かつまた當時の社會人心を察するに、魏志馬韓傳に「常以五月下種訖、祭鬼神、羣歌舞飲酒晝夜無休(中略)十月農功畢、亦復如之、信鬼神、國邑各立一人主、祭天神、名之天君、又諸國各有別邑、名之爲蘇塗、立大木、懸鈴鼓、事鬼神、諸亡逃至其中、皆不還之、好作賊、其立蘇塗之義、有似浮屠、而所行善惡有異」と見えて居り、また弁辰傳にも辰韓弁辰共に同じく「祠祭鬼神」とあるので、當時韓族の諸國も我が古代社會など、同じく、所謂シアマニズムが行はれて居り、諸國には各、琉球の「御嶽」のやうに、別邑を劃し

て靈場とし、之れを蘇塗と名け、その靈地には大木を立て、鈴鼓を懸け、鬼神に事へたといふのであり、弁辰韓については、詳しい記事を缺いてゐるのであるけれども、鬼神を祭祠すといふのであるから、類似の慣習を有したものであらうと思はれる。諸人の亡逃してこの靈地の中に入りしものは、皆之れを還さず、好んで賊をなすといふが如きも、靈域に對する他の原始人の慣習と相通するものが認められるのである。されば國邑各、一人の主を立てゝ天神を祭り、之れを天君と名づくあるこの天君が、或はもとく諸國の長帥たるべきもので、同時に鬼神の意旨を傳達する巫祝の性質を有するものではあるまいかとも推せられるのであるが、それについての明記がないので、直ちに之れを斷定することも出來ないのである。けれども、その鬼神に事ふる者についての記載が全然缺けてゐることは、また或は天君を以て之れに擬するものではないかとの疑念を深からしむるものが存するのである。而ももしこの推考が誤つてゐるとすれば、當時もはや政教が分離して居り、政治上の君主が宗教上の司祭者即ち巫祝以外に存してゐたものを見なければならないのであるが、果して如何であらうか。もとよりかの臣智だの邑借だのといふ語が、如何なる意味の言葉であるかは、解らないが、もはや全然巫祝的の性質を失つてゐたものと認むべきか、疑ひなきを得ないのである。

されど、とにかく本文に明記がないのであるから、遂に之れは疑問以上に出づることが出來ないのであるが、何れにせよ當時の社會人心がなほ一般にかくの如き信仰によりて支配せられてゐたことは推知

されるのであり、隨つて辰韓人が馬韓人の中にその王を有するといふことも、或はまたかくの如き信仰に關聯するものではないかといふ疑念も生ずるのである。而も馬韓の一國なる月支國の臣智かと思はるゝものが、辰王と稱し、辰韓諸國は之れに從屬しながら、辰王の自ら立つを得ないといふことは、如何なることを意味するのであらうか。那珂博士は「辰王不_レ得_ニ自立爲_レ王ハ文意通セズ。辰王ハ辰韓ノ誤リナリ」となし、梁書新羅傳に「辰韓不_レ得_ニ自立爲_レ王、明其流移之人故也、恒爲_ニ馬韓所_レ制」とあるを可_レせらるゝのであるが、唐代編著の書には、啻に梁書のみならず、晉書辰韓傳にも「辰韓常用_ニ馬韓人_一作_レ主、雖_ニ世世相承_ニ而不_レ得_ニ自立_レ王、明其流移之人故也、恒爲_ニ馬韓所_レ制」とあり、北史新羅傳には「辰韓王常用_ニ馬韓人_一作_レ之、世世相傳、辰韓不_レ得_ニ自立_レ王、明其流移之人故也、恒爲_ニ馬韓所_レ制」と見えてゐる。この中北史の文意は梁書と同一であるけれども、晉書に「雖_ニ世世相承_ニ而不_レ得_ニ自立_レ」とあるのは、則ち魏志の文意に従つたものである。而も晉書は唐の太宗御撰の書であるから、當時所傳の善本を見なかつたとは思へないので、當時魏略、魏志の本文に傳ふるところは、今日の魏志の本文と大差なかりしことを知るのである。されば梁書及び北史に「辰王」を以て「辰韓」の文字に改めてゐるのは、那珂博士のいはれたやうに、「魏志ノ正シキ本ニ依レル」が爲めではなく、姚思廉や李延壽も恐らく那珂博士と同様に、「辰王」にては文意通ぜずと見て、之れを改めたものであらうと推せられるのである。而して那珂博士等の改訂せられし通りであるとすれば、成程文意は明瞭となるのであるけれども、而もなほ疑問として残ることはその

「世世相繼」と稱せられる辰王と、他の馬韓諸國との關係如何といふ點である。もし馬韓の一國月支國の臣智が世世相繼いで辰王となり、眞に辰韓十二國を統治しむたりしとせば、馬韓諸國の間に於て恐らく最も有力なる國として他の馬韓諸國を制御するに至るべきことは、自然の勢ではないかと考へられるのである。さればもし他の馬韓諸國にして之れを欲せずとせば、月支國臣智に對して何等か之れを抑制するの法に依らなければならぬ譯である。この意味を酌んで魏志本文の文句を改めたのが、即ち太宗御撰晉書の本文であらう。かく解することによりて魏略の「明其流移之人、故爲_ニ馬韓所_レ制」なる文意をも正解することが出来るのではないか。蓋しもし辰王にして何等の制裁もなく、世襲的に自立することが出來、辰韓諸國に對して眞に君主としての實權を握つてゐたとすれば、辰韓を制するものは、即ち辰王その人となり、馬韓ではないこととなるからである。そこで魏志の本文通りに之れを解すれば、「辰王不得_ニ自立爲_ニ王」とは、即ち馬韓諸國の間で、その諸國の承認を得て之れを定むることを意味するものと推せられるが、また「世世相繼」とあるのを見ると、やはり實際上は世襲的のもので、馬韓諸國はたゞ慣例によりてその承認を與へたものに過ぎないかとも思はれるのであり、かつ既に支那風に王號を稱してゐたとしても、それはたゞ辰韓諸國の臣智等に對して馬韓諸國の政治上の優越權を表示せる爲めに使用されてゐたもので、而も辰王自身がどれだけの實權を有してゐたかは疑問であり、勿論馬韓諸國に於ける政治的權威を示すものでもなく、また支那に於けるその本來の意味を示すものでもあるまいと考へる。

然るに、晉書帝紀によると、武帝の咸寧二年三年四年の各條、また太康元年二年三年の各條に「東夷十
七國內附」「東夷三國內附」「三月東夷六國來獻」「東夷九國內附」「六月東夷十國歸化」「秋七月東夷二十國朝
獻」「春三月東夷五國朝獻、夏六月東夷五國內附」「九月東夷二十九國歸化、獻其方物」、「八月東夷十一國
內附」等の記事があり、更に太康七年(西紀二八六年)の條には「是歲扶南等二十一國、馬韓等十一國、遣
使來獻」とあり、同八年、九年、十年の各條にも、「八月東夷二國內附」「九月東夷七國詣校尉內附」「五月
東夷十一國內附」「是歲東夷絕遠三十餘國、西南夷二十餘國來獻」との記事があり、太熙元年二月にも「東
夷七國朝貢」、惠帝元康元年にも「東夷十七國南夷二十四部並詣校尉內附」とあり、その後所謂八王の亂
となり外夷入貢の記事を見ないのである。而して晉書の列傳に所謂東夷として挙げてあるのは、夫餘國、
馬韓、辰韓、肅慎氏、倭人及び裨離等十國であるが、裨離國は「肅慎西北馬行可二百日」の地であり、養
雲國、莫汗國、一羣國等の諸國は更に遠い國々であり、倭人、肅慎氏については別にその名稱を挙げてゐ
るのであるから、是等の諸國は恐らく帝紀の所謂東夷の中には數へられてゐないかと思はれるのであり、
而も晉書東夷傳馬韓の條には「武帝太康元年二年其主頻遣使、入貢方物、七年八年十年又頻至、太熙元年
詣東夷校尉何龕上獻、咸寧三年復來、明年又請內附」とあり、辰韓の條にも武帝太康元年其王遣使獻
方物、二年復來朝貢、七年又來」と見えるのであるから、少くとも帝紀の咸寧三年四年太康元年二年七年八
年十年等に見えてゐる所謂東夷の中には、確かに馬韓及び辰韓が抱含されてゐること、推せらるゝので

あり、是等の各年に於て東夷の内附、歸化、來獻を傳へてゐるのであるから、馬韓及び辰韓内の諸國にして晉に歸屬せしものも、少からず存するにあらざるかを思はしめるのであるが、馬韓傳によると「其主頻遣使入貢「方物」とあり、辰韓傳には「其王遣使獻「方物」と見えて居り、馬韓には馬韓の主があり、辰韓には辰韓の王がゐたことゝなつてゐるのである。

尤も、晉書の馬韓傳及び辰韓傳はたゞ魏志の馬韓傳及び辰韓弁韓傳を節略したまゝ、何等の新史料をも參照したらしい形跡なく、たゞ新たに加へられた史實は、曩に掲げた晉への入貢内附の記事だけであるから、その列傳の記事内容よりして、當時の馬韓辰韓の實狀を窺ふことは出來ないのであるが、たゞその來獻内附の記事は當時の史料に據つたものであらうから、その來獻者の主體をば馬韓の場合に「其主」と記るし、辰韓の場合に「其王」と記るしてゐる簡単なる事實も、必ずしも之れを粗忽に看過すべきではあるまいかと考へる。蓋し西晉の咸寧太康の時代はその景初正始の時代を去ること約四十年に過ぎないのであるから、馬韓辰韓の實狀にそれ程著しき變化が起つたとも思はれないのであり、恐らく三國時代と同様に、辰韓に從屬しながら王を有し、馬韓には何等統一的の王を有せず、その諸國中で比較的有力なるものが、多少その勢力を延ばせしに過ぎなかつたことゝ思はれるのであり、晉書馬韓傳ではかくの如きものを、稱して「其主」といつたのではあるまいかと推せられるのである。

而してかくの如き状態に大打撃を與へ、古來の舊慣を破壊し、始めて馬韓の地に統一的國家が創建せら

るゝに至つたのは、即ち馬韓諸國中で、伯濟國の異常なる發展により、他の諸國を壓服して百濟王國の建設に成功せし結果として認めらるべきものである。而も他の馬韓諸國中で、特に百濟國がかくの如き異常なる大發展をなすに至つたのは、何故であるかを考ふるに、傳説によると、百濟の始祖と稱せらるゝ温祚王は、高句麗の始祖朱蒙(鄒牟)の次子であるが、父王が第三子類利を立てゝ太子となせるを見て、兄の沸流と共に國を逃れて南に至り、河南慰禮城(即ち今の京畿道廣州古邑)にその居を定め、漸次發展をなし、遂に馬韓諸國を定めて、百濟王國を建設するに至つたといふのである。(三國史記百濟本紀參照、同註記には沸流温祚を朱蒙の義子とし、沸流を始祖とする)この傳説に幾何の史的價値あるか疑はしく、何れにせよ到底そのまゝに信すべきではあるまいとは思はれるが、魏書百濟傳に見えてゐる後魏孝文帝の延興二年(西紀四七二年百濟蓋齒王十八年)百濟王餘慶(蓋齒王)が始めて使を遣はして上表した、その文中に、「臣與高句麗、源出夫餘」と明記してゐるのであり、また三國史記百濟本紀聖王十六年(西紀五三八年)の條に、「春移都於泗沘、國號南扶餘」とあり、日本書紀にもたゞへば繼體天皇紀二十三年の條に「別遣錄史、果賜扶余」とあるやうに、「百濟」のことを「扶餘」と記してゐるのであるから、百濟の王家がその祖先の扶餘族に出づることについては、古くより確信せしもの、やうで、我が國に歸化した百濟人の後裔が、たゞへば姓氏錄左京諸蕃に「和臣、百濟國都慕王十八世孫、武寧王之後也」と稱するが如き、都慕王は即ち朱蒙王を意味するものであらうが、これはその王家の祖が高句麗王と同じく扶餘に出づとなす傳

へに基いて、高句麗王の始祖を朱蒙王となす傳へが出來た後に作爲された、曩の沸流溫祚説話に系統を引くものと認められるのである。蓋し全く文字を有せず、記録を持たなかつたこの部屬が、遠い祖先の名前までも明白に記憶してゐたとは、まづ信じ難いことだからである。或は新舊唐書百濟傳には扶餘璋、扶餘豐、扶餘隆など、見えてゐるけれども、それ以前の百濟傳には餘句（近肖古王）餘映（腆支王）餘慶（蓋國王）など、なつてゐるので、三國史記百濟本紀に「其世系與高句麗同出扶餘、故以扶餘爲氏」とあるを以て、全く唐人の誤りを承けしものとなし、元來百濟王室の姓は「餘」一字を用ひ、單姓なりしこと疑ひなしとの説も見えるのであるが、元來百濟王室に姓がなかつたのは、扶餘その他の蕃民等と同様であつたと思はれるので、その姓を附するに至つたのが、もとより支那文化の影響によることは疑ひないのである。然るに三國史記によると百濟に文字が行はれたのは、近肖古王の末年となつて居り、同王三十年（西紀三七五年）の條に「古記云、百濟開國已來、未有_下以_二文字_一記_レ事、至_レ是得_ニ博士高興、始有_ニ書記」と見えてゐるのであるが、博士高興が何れの人であるかは、もとより不明であり、よしそれが高句麗人としても、漢學者であり、支那文化の崇拜者模倣者であつたことは疑ひないのであり、その他文字に興るもののが、同じく支那人、もしくは支那模倣者であつたことは、必然と思はれるので、扶餘よりの移住者と信ずる百濟王室が、新たにその姓を定むるに當り、まづ扶餘の名を取るに至るべきは自然であるが、かくの如き二字の氏を使用するのは、支那本地に於ては、たゞへば諸葛亮の如く極めて稀である

ので、支那の模倣に努むる漢學者等は、即ち「扶」の一字を略して餘と稱せしものであらうと考へる。かく解するにあらざれば、百濟王が「餘」なる文字を使用するに至りし理由、全く不明となるのである。だから元來は自ら扶餘句、扶餘映など、稱せしなるべきも、支那に對する文書には、即ち餘句、餘映などゝ記せし爲めに、かくの如き用法が支那の史書にも使用されたものと推せられるのである。然るに唐代には唐人等は直接百濟の本地に侵入して、遂に之れを滅ぼせしほど、百濟との交渉が密接となつた爲めに、その本地に於ける實際の用法を知るに至り、こゝに即ち「扶餘」と改め書せしものではないかとも考へらるゝのである。蓋し三國史記に載錄せられてゐる是等の記事は、何れも皆支那の史書に據つたものであるから、當時百濟本地にてもそれと同様の用法に従ひしや、否や、全く不明のこととに屬するのであり、是等支那の記錄のみによりて、直ちに當時百濟本地に於ても亦單姓を使用せりと解することは、多少早計の感なきを得ないのである。されば支那の記錄に百濟王室の姓が古くは「餘」とのみ記るしてあつたからといつて、それが百濟の扶餘に出でしものとなす事實に、何等反證たるべきものとはならないのである。

而して百濟が所謂馬韓諸國の中でも、本來他の馬韓諸國と異つた扶餘の移民であつたといふことが、もし機會あらば他の諸國より分離獨立して、自己の國家を發展せしむべき素質を備へてゐたものと認むることが出来るのであるが、會、かかるの如き機會は三國末より晉代に亘れる支那内部の紛亂に基き、半島に於ける樂浪帶方二郡の衰頽によりて、與へられたものと推せられるのである。曾て那珂博士はかの

晉代に於ける東夷諸國朝貢の事實につき、「其ノ朝貢ノ年ハ大抵四夷傳ノ馬韓辰韓朝貢ノ年ニ合ヘルヲ見レバ、多クハ三韓滅貉ノ諸國ナルベシ。サレバ此ノ頃マデモ韓地ニ數十ノ小國並ビ立チシコト明カナリ」とし、かつ白鳥博士が「晉の威力は大に衰頽したるに、前代にも似ず、頻に朝貢するは如何なる故ぞと云ふに、是れ全く高句麗、百濟、新羅、任那等が樂浪、帶方二郡の衰へたるに乗じて、其の近隣諸族を併呑せんとしたるに原因する事なるべし。殊に馬韓は百濟の侵略に逢ひ、辰韓は新羅の侵略に逢へるにより、晉室の威光を借りて存在せんと争ひし如く見ゆ。果して然ならば、西晉の初め二郡の衰頽したるは、

即朝鮮半島を仕組みたる綱紀の弛みたるにて、強者は弱者を併呑して、新社會の組織の成るまで、鎮まらざる亂脈の世となりたるなり。而して皇軍の新羅に伐ち入りて、半島の南端に確然たる威權を打ち建たるは、宛もこの時の事にして、決して偶然の事には非ず」と論ぜられたるを引き、贊意を表して居らるゝのであるが、(外交釋史卷之二、三韓考) 今もなほ大體に於て正鵠を得たる卓見であらうと考へる。

實に百濟の國名が始めて支那の史籍に現はれるのは、晉書卷九、簡文帝紀、咸安二年(西紀三七二年)の條に。

春正月、辛丑、百濟、林邑王、遣使貢_ニ方物(中略)、六月、遣使拜_ニ百濟王餘句、爲_ニ鎮東將軍、領樂浪太守、

とある記事であり、新羅の國名が支那史籍に最初に見えるのは、資治通鑑卷一百四、晉紀、第二十六、孝

武皇帝紀、太元二年(西紀三七七年)の條に、

春、高麗、新羅、西南夷、皆遣使入貢于秦、

とある文句である。ついで太元五年(西紀三八〇年)三月の條にて幽州治中平規が行唐公洛を説ける語中に、

今跨據全燕、地盡東海、北總烏桓鮮卑、東引句麗百濟、云々

とあり、また

分遣使者、徵兵于鮮卑、烏桓、高句麗、百濟、新羅、休忍諸國、

と見えてゐる。晉書卷一百十三符堅傳には之のが

分遣使者、徵兵於鮮卑、烏丸、高句麗、百濟、及薛羅、休忍等諸國、並不從、

とあり、新羅の「新」が「薛」となつてゐるが、之れは勿論通鑑訂正の通りであらう。それから更に下つて

晉書卷十、安帝紀、義熙九年(西紀四一三年)の條に、

是歲、高句麗、倭國及西南夷、銅頭大師、並獻三方物、

と見えてゐるのである。

簡文帝は東晉第八代の天子で、當時北方に於ては、前秦の符堅が將に江北を一統せんとしてゐた時で、咸安二年は前秦の建元八年に當つてゐる。かの有名な淝水の役に符堅が大敗したのは、それより十一年

後で、東晉の太元八年即ち前秦の建元十九年(西紀三八三年)であつた。されば支那の史籍に於て馬韓來獻の記事が見えてゐる最後の年、即ち西晉の武帝太熙元年即ち西紀二九〇年より、東晉の簡文帝咸安二年即ち西紀三七二年まで約八十年の間に、馬韓諸國の滅亡、百濟の勃興が起つたのであり、同時に略、この期間に於て辰韓諸國の滅亡、新羅の勃興も亦完成せられしものなることは、辰韓の名の支那文献に見えてゐる最後の年が、西晉の武帝太康七年即ち西紀二八六年で、新羅の名が始めて現はれるのが、東晉孝武帝の太元二年即ち西紀三七七年であることによりても知られ得るのであり、少くともこの事實は何人と雖も無視すること能はざるところであらう。

而して、この期間は、實に亞細亞諸民族の大活躍時代であり、西紀二二四年(魏文帝黃初五年、蜀漢昭烈皇帝死亡の翌年)波斯人アルダシル(Ardashir)がバルティア王に反旗を翻へし、所謂新波斯國を叛建しササン王朝の新政を始めてより、西紀二二七年にはバルティア軍を破つて、その國都クテシフォンを陥れ、その翌年までにアッシリア、メディアの大部分を占領して、全くバルティア王國を滅し、西は羅馬帝國に對抗すると同時に、東は中央亞細亞に於ける大月氏國及び印度に於けるアンドラ(Andra)王朝を侵し、西紀二三六年頃(魏明帝青龍四年)までに、殆んど全く大月氏國の舊領土を奪ひ、アンドラ王家を壓服し、西南亞細亞方面に於て大統一的新帝國を完成したのであるが、ササン王家は熱心なる拜火教の信仰者で、之れを以てその國教とし、極力その保護獎勵に努むると同時に、拜火教以外の凡べての宗教に對する禁

止令を發布して、激烈なる迫害を加へたのであり、爲めに印度及び中央亞細亞に於ける佛教々團の僧徒等が、甚しき脅威不安を感じ、更に東方に向ひて自由なる天地を索め、所謂西域諸國より支那蒙古方面に遷徙流寓して、布教に從事するに至つたことは、もとより必然の勢であつたことゝ推せられるのである。恰も支那に於ては漢末三國の紛争より、引いて西晉の八王争亂の時代となり、亂離不安による頽廢的情勢は一世を風靡し、隨つて漢代に於ける道義信念の基礎であつた儒教の教義は、殆ど全くその權威を失し、その頽廢的傾向を扶翼するに與つて力のあつた黃老道家の教と共に、新たなる信念の基礎たるべき新信教の發生若しくは傳來を必要とした機運に乘じ、かの西方に壓迫された佛教が、東に向つてその流布の進路を容易に發見せしことは、また當然であり、既に西晉の時に於て洛中佛圖の數は四十二所に及んだのであつた。而もこの新文明の傳來は啻に支那民族のみならず、既に早く西城諸國を風靡し、更に北方諸民族の間にも流布したので、その影響の及ぶところ、實に甚大なるものがあつたことゝ推考せらるゝのである。

されば八王の亂後、晉室の威力大に衰ふるに及び、西紀三〇四年匈奴の南單于於扶羅の孫匈奴左部の帥劉淵が、遂に晉に叛きて左國城に據り、國を漢と號せしより、所謂五胡十六國の大亂世、大活躍の時代を現出したのであるが、之れ蓋し當時新文化の傳來によりて刺戟され、亞細亞の諸民族を通じて、清新なる氣魄の横溢するものありしが爲めであらうと考へられるのである。而してまたかの百濟新羅の二

國が馬韓諸國及び辰韓諸國の間にありて、古來の傳統型式を破り、新たなる勃興發展を遂げ、こゝに始めて新たなる統一的國家を形成するに至つたのも、亦實にこの期間のこととに屬するのであり、當時亞細亞諸民族の間を通じて横溢せし、古來の傳統型式を破壊して、自由奔放なる大活躍を敢てするに至らしめし、新機運の現はれの一として認めらるべきものである。實に支那に於て所謂胡族即ち新人の活躍相踵いで展開せられし同時代に、半島の地に於ても亦その大陸の風潮に伴ひ、百濟、新羅等、新興勢力の活躍を見るに至りしこと、正に必然の趨勢と認められるのである。而も亞細亞大陸に於けるかくの如き新機運新風潮が、一葦帶水の我が諸島民族に對し、何等の影響をも與へなかつたとして見ることは、全く我が日本民族の民族性を無視すると共に、社會的また歴史的機運の重要性を看過せる盲斷といはなければならないのである。同時にまたかくの如き一般的な新機運の釀成に先ち、その周圍近隣の事情に拘はることなく、亞細亞大陸に於ける歴史の大勢を無視し、我が國獨り既に早く大なる開發發展を遂げゆたりしものとして考ふることも、亦實に史學の通則を忘却せる暴斷として認めざるを得ないのである。

蓋し半島南部に居住せし韓民族が、支那文明に對する關係は、高句麗朝鮮等の諸國よりも薄く、日本諸島に居住せし我が日本民族よりも厚きものありしなるべきことは、その地理上の立場より見るも、當然の事情として認めらるべきことである。さればその實際の歴史について之れを觀ると、この方面の諸國中で最も早く支那文化の影響を蒙り、最も早く統一的國家形體を探るに至つたのは、即ち朝鮮國であ

り、その位置が東に海を控へて、遼東に連り、河北、山東方面との關係連絡が比較的容易なる地理的事情にあるが爲めに、少くとも戰國時代以來は支那亡民の流入が行はれたやうであり、隨つて始めて朝鮮國を創建組織せるものも、或は半島の土民にあらずして支那の亡民にあらざるかを思はしめるのであるが、少くとも明瞭に歴史時代として明記される衛滿の朝鮮が、全く支那亡民によりて組織されたる、支那人の統一的國家なりしことは、疑ひないのであり、隨つてこの地方に對する支那文化の影響が最も早く、また最も著しかりしことは、もとより當然の事情であつた譯である。

けれども半島或は南滿の土民が、眞に支那の文化を攝受し咀嚼するが爲めには、意外の長年月を必要とせしものゝ如く、一度その直轄領として支那の郡縣に編制せられし部分ですらも、間もなくその四郡を減じて、二郡に縮少せられし事實によりても、察せられるところであるが、而もなほ全然その郡縣に編入せられなかつた部分に比すれば、その文化の影響を蒙ることは、もとより比較的大なるものがあつたことゝ考へられるのである。されば朝鮮國について統一的の國家體制を探るに至つたのは、即ち高句麗國とあり、その名稱の始めて見えてゐるのは、漢書地理志に玄菟郡の一縣名として記るされてゐるものであるが、ついで漢書王莽傳の始建國元年(西紀九年)の條に見えてゐる、王莽が五威將をして奉せしめた策命の文句に、「其東出者、至_ニ玄菟、樂浪、高句麗、扶餘」[。]とあり、また同四年(西紀一二年)の條に見えてゐる、高句驪侯騶に關する記事である。されど史記にはなほ全くその名前を見ないのであり、武帝の東

方經略の際にも全然その名稱の現はれないのを見ると、恐らくなほ微々たる小部落に過ぎなかつたものと思はれる。もとより今の長春、農安方面に居住せし扶餘民族の一分派で、南下して佟佳江流域に據つた部落であることについては、もはや異論なきところである。

然るに魏志高句麗傳によると、「本有五族、有涓奴部、絕奴部、順奴部、灌奴部、桂婁部、本涓奴部爲王、稍微弱、今桂婁部代之。漢時賜鼓吹技人、常從玄菟郡受朝服衣幘、高句麗令主其名籍、後稍驕恣、不復詣郡、於其東界築小城、置朝服衣幘其中、歲時來取之（中略）其置官、有對盧、則不置沛者、有沛者、則不置對盧、王之宗族、其大人得稱古雛加、涓奴部本國主、今雖不爲王、適統大人、得稱古雛加、亦得立宗廟、祀靈星社稷、絕奴部世與王婚、加古雛之號、諸大加亦自置使者、阜衣、先人、名皆達於王、如卿大夫之家臣、會同坐起、不得與王家使者阜衣先人同列、云々」と見えてゐる。後漢書高句麗傳は魏志を節略し、かつ「本有五族」を「凡有五族」といふが如くに、多少の改修を加へただけのものである。而して是等の文面によりて見ると、本はやはり馬韓などと同じく、諸部落の間で、有力な部落がその國主として他の諸部落を統括したらしいのであるが、後漢や魏の時代には一種の封建的制度ではあるが、もはや中央の王權確立し、統一的國家體制をなしてゐたことは、疑ひなきものゝやうである。

而もその一國として史に見えるのは王莽の時に始まるやうで、その策命に「其東出者、至玄菟、樂浪、高句驪、夫餘」と記し、高句驪を以て明白に玄菟と區別してゐるのを以て見れば、既に始建國元年即ち西紀

九年頃には、玄菟郡の管轄を離れ、獨立してゐたものと認められるのであり、恐らくその時始めて高句驪侯に封ぜられた騶は、始建國四年に王莽の匈奴を伐つを扶けなかつたといふ廉で、嚴尤をして之れを誘殺せしめたのであつたが、然しその部屬はそのまま國を維持したやうで、後漢書光武帝紀建武八年(西紀三二一年)の條に「十二月、高句驪王遣使奉貢」と見えてゐる。後漢書高句麗傳には、「建武八年、高句驪遣使朝貢、光武復其王號」とあり、曩に王莽によりて侯に下されたものと認めてゐるやうであるけれども、王莽の策命には「其東出者、至玄菟、樂浪、高句驪、夫餘、南出者、陰徼外、歷益州、貶句町王爲侯、西出者、至西域、盡改其王爲侯、北出者、至匈奴庭、授單于印、改漢印文、去璽曰章」とあり、王を貶して侯となした場合については、各、明記されてゐるのであるから、高句驪は多少その事情を異にしてゐたやうであり、その玄菟郡から離脱した時、自ら王號を稱してゐたかとも思はれるが、なほ未だその日淺くして漢に入貢せしことなく、隨つてその王に封ぜられしこともなかつたものと認められるので、光武の時建武八年に始めて王號を賜はつたものと認むべきであらう、されば高句麗の一國としての分離獨立は、漢末王莽の頃に始まるものを見るべきであり、三國史記にその始祖東明王朱蒙の即位をば、漢の孝元帝建昭二年(西紀前三七年)に置いてゐるのは、箭内博士のいはるゝ通りに、朱蒙を高句驪侯騶に置き換ふることによりて、その年代の上では大なる錯誤もないらしく見えるのである。たゞ第六代太祖大王或は國祖王と稱する宮の年代が、在位九十四年にして退位、次大王遂成の二十年、次大王と同年に百十九歳で

死んだことゝなつてゐるのは疑はしく、後に九十八歳で死んだ長壽王の如き人もゐるのであるから、絶対にあり得ないことでもあるまいが、如何かと思はるゝだけである。かつまた宮を以て太祖大王或は國祖王といふところを以て見れば、恐らく宮の時から高句麗國の王權は確立したもので、或はこの時桂婁部が始めて王となつたのではないかとも疑はれるのである。三國史記によると、宮の退位は建武二十九年（西紀五三年）となつてゐるが、後漢書光武帝紀建武二十三年冬十月の條に「高句驪率ニ種人一詣ニ樂浪一內屬」とあり、同高句驪傳には「二十三年冬、句驪蠶支落大加戴升等萬餘口、詣ニ樂浪一內屬」と見えてゐることなども、蠶支落部の背叛を意味するもので、當時の内紛について暗示するものではないかとも推せられるのである。何れにせよ高句麗國が始めてその統一的國家體制を探るに至つたのは、恐らく後漢の初めを甚しく溯るものでないことは、疑ひのなきところである。

されば、既に前漢の武帝以來凡そ百五十餘年の間、支那文化と密接な關係を有した高句麗國ですらも、なほ始めて後漢の時代に入りて、その國家の統一的組織を完成することが出來たのである。してみると朝鮮半島の南邊に據りし馬韓、辰韓が、更にそれより約二百年の後、晉初に至りて漸く内部の動搖を生じ、東晉時代五胡の侵入、樂浪、帶方の沒落に際し、百濟の勃興統一に並びて、新羅の勃興統一が起つたことは、その周圍の事情より見て、何等の無理を感じないのである。而もそれと同時に弁辰或は弁韓について、支那方面の文献が全く絶えてゐるといふ事實は、恐らく同時に我が國の半島進出を意味するも

のではあるまいか。

蓋し曩に述べたやうに、我が國が始めて半島の地に進出したのは、神功應神の御代即ち西紀三六三十四四年の頃であらうと思はれるのであるが、この年代は百濟の東晉貢獻記事の最初に見えてゐる西紀三七二年(東晉咸安二年)、新羅の秦入貢記事の最初に見えてゐる西紀三七七年(東晉太元二年)、倭國東晉入貢記事の最初に見えてゐる西紀四一三年(東晉義熙九年)とも極めてよく調和を保つことが出来るのである。而も百濟の統一完成が西紀二九〇年以前に溯るべきものでないこと、隨つて新羅の統一完成も亦決してそれ以上に溯るべき筈がないことは、動かすべからざる事實と認められるのであるから、もし卑彌呼の時、既に我が國の統一的國家體制が完成してゐたとすれば、朝鮮半島南部に於ける統一的國家體制の出現よりも、約百年を先つことになるのであり、もしまだ後漢の永初元年(西紀一〇七年)に我が統一的國家體制が出来てゐたとすれば、南鮮の諸國よりも約二百年を先つことになり、もし光武帝中元二年(西紀五七年)にまで溯るものとすれば、約二百五十年を先つことになり、南滿に於ける高句麗國の國家統一と略々同一年代となるのである。かくの如きは國家發展の一般的通則より見て、到底考ふべからざることであり、殊に光武帝中元二年の貢獻を以て倭の奴國の入貢と解しながら、それより約五十年後の永初元年の倭面土國王師升等の入貢を以て、もはや畿内大和よりの入貢なりとして見るが如きは、全くその大勢を無視せる盲斷であり、光武帝より安帝に至るまで約五十年の間には、大陸諸國の間に於

て、西方に對しては班超の遠征が行はれたのであるけれども、東方に於ては啻に我が民族に刺戟を與ふべき何等の事變をも發見することが出來ないばかりでなく、南鮮の地に於て支那文化に接すること、我が民族よりも遙かに早くかつ深き筈であるべきことが、地理上からも記錄上からも將たまた遺物上からも（南鮮出土遺物參照）推考され得る韓族にして、なほ後漢三國の時代に於ては古來の傳統的舊慣を維持し、部落的國家の集合に過ぎない有様で、更に統一的國家體制の形跡を認むることが出來ないといふ事實につき、特に注目すべき必要あるを認むるのである。

或は韓族の性質よりも我が民族の性質が敏捷なるが故に、我が民族の發達が韓族に先ちしものなるべしとなす説も見るのであるが、かくの如き議論は要するに現狀に立脚し、自己陶醉に陥れる迷妄偏見に過ぎないのである。實に韓人等は少くとも既に戰國時代以來支那文化に接しながら、而もその同一半島内に於て隣國として久しく支那民族に接しながら、容易にその舊習傳統を脫離すること能はず、漸く第三世紀の後半より第四世紀の中期に亘り、大陸に於ける革進的機運に促されし結果、漸く統一的國家の現出を見たのであるが、我が國もその始めて支那文化に接したのは、或は戰國時代に溯るかも測られないのであるけれども、その地理上の位置は到底韓人の有利なるに比すべくもなかつたので、漢代以來三國時代に亘りて、直接樂浪、帶方或は支那本地との交通が行はれたにも拘はらず、その文化の進歩は韓人の諸國に比し、遅々たる有様であつたやうで、或種の銅器たゞへば銅鐸、銅劍、銅鉢、銅鏡或は銅鏡

等の如き器の製作などは、半島南部に於て諸種の銅器（主として祭器類）の製作が行はれたと同じく、既に早く國內に於ても行はれてゐたのではあるが、而もなほ我が國の文化は畿内大和を中心として大統一的國家が組織せられし後に於てすらも、長く百濟、新羅、高句麗等半島諸國人の指導誘掖に待たなければならなかつたことは、記録の上でも遺物の上でも、一點疑ふべき餘地なき明白なる事實なのである。然るに一旦記録なき上代に溯ると、忽ち我が國の文化が半島諸國よりも百年二百年或は二百五十年も先ちゐたりしものとして、更に怪しまざるに至つては、予は寧ろ論者の沒常識なるに驚かざるを得ないのである。之れ蓋し歴史の大勢を無視するが爲めの誤謬であり、史學の通則を考慮せざるが爲めの誤解である。今日我が國勢をしてこの現狀に向はしめるに至つた根本原因も、亦主として我が民族の特性にのみ需むべきにあらざることは、もとより多言を要せざることである。

二九

要するに、我が上代の史的研究は、主として支那及び朝鮮の文献に依頼しなければならないのであるけれども、是等文献の不備なるが爲めに、種々の疑惑に陥り、多くの難問を惹起するに至るのであるが、今便宜上予が以上に論議せしところを要約すれば、まづ第一にはこの問題の研究の爲めに必要なる、史料の蒐集整備に努めなければならないことを勿論であり、予も亦多少この點についても注意を拂つたつも

りであるけれども、もとよりなほ不備なるところ少からざりしことは遺憾であり、將來更に一層の注意に努むるつもりである。尤も先頃末松保和氏が青丘學叢第一號に於て、太平御覽に引かれた三國志魏志倭人傳の本文と通行本魏志の本文とを比較し、後者には「南至_ニ投馬國」であるのが、前者には「南至_ニ於投馬國」である事實を發見し、爲めに「於投馬國」を以てその正しい國名と認め、更に青丘學叢第二號に於て、この「於投馬」を「出雲」に比定してゐるのであるけれども、同氏がその太平御覽所引の魏志本文に據らんとせらるゝ所以は、即ち太平御覽が宋の太宗の太平興國年間に編纂せられた書であるから、その所引の魏志本文は宋時代の書に見えしものとして認められ得るであらうといふ前提の下に、その所引本文の検討に努められたものと思はれるが、もし北宋時代の三國志が世に存在しない場合であれば、御覽所引の本文も多少注意に値することであらうけれども、而も北宋刊の三國志魏志その者が今日なほ現存してゐるのであり、それによるとやはり「南至_ニ投馬國」とあり、「於投馬」とはないのであるから（予が見たのは上海商務印書館藏本である）、御覽編纂の宋代に於ても魏志の本文は今日の魏志本文と同様であつたことが明かであり、隨つて太平御覽所引の本文は誤謬なること疑ひないのである。由來類書所引の本文は、改竄誤謬少からざるものであるから、その所引の本文を以て直ちに原本の本文に擬することは、甚だ危険であり、太平御覽所引の本文にも亦その類例が少くないのである。乃ちこの場合の如きも、亦寧ろその一實例を提供せしるのとして認むべきものである。さればこの誤れる史料に基いて立てられし、

於投馬國則出雲國說は、要するにまた砂上の樓閣たるに過ぎないのである。

つぎに、魏志その他の諸記録につきて考究せし結果は

一、魏志の本文は少くとも二種以上の史料によつて編纂せしもので、而も是等の史料をばたゞ無批判に雜然と並列せしに過ぎない爲めに、前後矛盾し、文意の一貫を缺いてゐる。

二、それ等の矛盾せる記載の中で最も重要なものは、一方では「自レ郡至ニ女王國、萬二千餘里」と記しながら、他方では不彌國より「南至ニ投馬國、水行二十日」、「南至ニ邪馬臺國、女王之所レ都、水行十日、陸行一月」とある文句である。

三、前者によれば九州の地殊にその地名遺跡等の關係より筑後山門地方と見ることが、最も穩當であるけれども、後者によれば陸行一月を一日の誤記を見て、畿内大和地方と見ることが最も妥當である。

是に於て九州説の人々は後者の日程を以て(a)たゞ誇張に過ぎないとか、(b)その誇張は當時の政治上の事情により、南方と對立せし魏の立場上、南方に味方を有することを以て有利としたので、その使節が天子を悦ばし自ら利せんが爲めになせしものとか、(c)その誇張は滯在日數を加算せしものとか、(d)投馬を對馬に比定し、帶方より對馬に至る日程と、對馬より邪馬臺に至る日程とを誤つて、不彌國以南の日程となせしものとか、(e)この沿道の里數日數は故意に誇張せられたもので、帶方から不彌までを一萬七百餘里となせし割合から見て、千三百餘里は後漢建武の銅尺で、大約我が百四十里であるから、

三十一日の行程として不當ならずとか、(f)更に進んでは、支那の師行に一舍三十里といふ規定があるから、千三百餘里は恰も三十一日の行程に相當すとか、種々の議論を生ずるのであるが、何れの議論にも多少の無理があり、最後の議論は予がこの論文で里數に關する考察をなせし後に發表されしものであるが、水行の記事をば陸上の師行里程を以て解する點からも、疑問を生ずるものである。

之れに對して邪馬臺國を以て畿内大和に比定する人々は(a)「自レ郡至ニ女王國、萬二千餘里」とある女王國の意義をば、女王領域の端を意味するものとし、別に倭地を以て「或絶或連周旋可五千餘里」とあるにより、編者が單にその五千餘里をば郡より狗邪韓國に至る七千餘里と相合して、萬二千餘里と稱せしものとし、かつその「南」とあるを「東」の誤りとし東南とあるを東北の誤記とし、水行三十日陸行一月とある里程記事のみに依頼して、山陰線によりしものとし、投馬を但馬に、邪馬臺を大和に比定するもの、(b)この所説と殆んど同様の考へで、たゞ投馬を出雲に比定するもの、(c)また「萬二千餘里」とあるのは、里數の記されただけを通計したもので、即ち海路が一萬餘里、陸路が七百里であるが、海路の里數には何れも餘里がついてゐるから、その餘里を加ふれば、合計一萬一千何百里であるので、その大數を擧げて一萬二千里といつたとなし、かつ一月を一日の誤記とし、水行三十日陸行一日は瀬戸内海の水路日程に相當すとなし、投馬を鞆の津、邪馬臺を大和に比定するもの、(d)同じく瀬戸内海の水路を擧げしものとなすも、投馬の比定地を異にするもの、(e)或は投馬國より水行にて十日、陸行にて一月の意として解せん

とするものなど、諸説を生じたのであるが、何れもたゞ想像で、確かな論據がある譯ではないのである。

萬二千餘里なる里數が、郡より女王國に至る實際の里數とは何等の關係なしに、たゞ郡より狗邪韓國に至る七千餘里と倭地の周旋五千餘里とを加へて捏造せるものとなす考へは、その作爲が何の必要によるのか全く解せられないので、郡より末盧まで一萬餘里、末盧より邪馬臺まで二千餘里といふ考へを見る

方が正當で、女王國の都までの里程を意味するものなることは、その文章上何の疑問もないるのである。

また之れを以て不彌國までの里程概數となすことは、里數も合はないし、「至女王國」とある記事とも一致しないのである。殊に投馬國より水行にて十日、陸行にて一月と解する如きは、この場合かくの如き里程の説明をなす目的の文章でないことからも、その他の點からも、その曲解なることは明白である。

また五千餘里なる里數を以て甚だ長く列島の連なれるを意味するものと解するのは、錯誤である。そこで予は魏志の編者陳壽が魏明帝青龍元年（西紀二三三年）に生れ、晉惠帝元康七年（西紀二九七年）に六十五歳で死んだ人で、予の推定年代によると崇神天皇の御即位を西紀二六三年頃を見て、恰かも崇神天皇の末年頃か、垂仁天皇の初年頃に死んだことになり、もし崇神天皇の御即位をば西紀二二三年頃とすれば、景行天皇の御代に當るかと推せられるのであり、また支那の記録上より見ると倭女王の貢献は西紀二六六年（陳壽三十四歳）を以て絶えて居り、ついで東夷韓人の入貢内附が盛なる時代となり、西紀二八六年辰韓來獻の記事が絶え、西紀二九〇年（陳壽五十八歳）馬韓來獻の記事が絶え、その後七年に

して死んでゐるのであり、恰かも百濟、新羅、日本諸國勃興時代の初期に當つて生存せし人であるから、考古學上の遺物分布の實狀などをも參照して、陳壽在世の時代に我が大和朝廷の統治權が、少くとも九州北邊にまで及んだことは、恐らく疑ひなきことであらうと推考せらるゝのである。隨つて陳壽の頭腦の中に我が大和朝廷に關する幾何かの知識の存在せしことは、あり得べき事情であらうと思はれるので、魏志の編著に當つて、この知識が少からず禍ひしたものではあるまいかとも考へられるのである。尤もこの本文は既に魏略にも出てゐたかも測られないが、魏略の著者魚豢も晉の泰康（西紀二八〇—二八九年）以後に死んでゐるので、略々陳壽と同時代の人であり、而も陳壽が蜀で成人し任官せしに對し、魚豢は京兆の人であるから、魚豢についても亦同様のことが考へられ得るのである。けれども

四、倭地を以て「絕在海中洲島之上」或絶或連、周旋可五千餘里となす記事は帶方郡より狗邪韓國に至る七千餘里に比して、一千里も短い距離で、更に狗邪韓國より末盧までの三千餘里を減すれば、その殘餘は僅かに二千餘里に過ぎないこととなるので、この記事は「自郡至女王國萬二千餘里」といふ記事とは調和するも、不彌國より邪馬臺國まで水行三十里陸行一月となす記事とは全く調和しないのである。そこでこの兩種の記事を調和せしめやうとするには、その何れかに無理な解釋を加へなければならないし、然らざれば全然一方の記事を棄てなければならぬのである。こゝに種々の議論を生ずるのであるが、要するにこの點からの議論は水掛論に終るのであり、遂にその邪馬臺が九州である

か、畿内であるかを決定すべき結論を引き出すことは出來ないのである。たゞ予は魚豢陳壽の時代が既に我が大和朝廷の統治權の九州方面に及びし時代に相當することから、九州より大和に至る里程を以て、不彌より邪馬臺に至る里程と誤認し、會々不彌より邪馬臺に至る里數が缺けてゐた記録を補つたゞけに過ぎないものであり、隨つてこの日程記事を以て三國魏の景初正始年代の事實を説明すべき史料として使用することは、不可であるといふ考へから、主として里數記事を探り、日程記事を排することを以て正當と信ずるのである。またかく解することにより、狗邪韓國より五千餘里にして會稽東冶の東に當ると考へたことには、何等の矛盾をも生じない。

五、或は伊都國の條に「郡使往來常所駐」とある爲めに、「自ニ女王國ニ以北、特置ニ一大率ハ檢ニ察諸國ニ諸國畏ニ憚之ニ常治ニ伊都國ニ於ニ國中ニ有レ如ニ刺史ニ王遣ニ使詣ニ京都ニ帶方郡ニ諸韓國ニ及郡使ニ倭國ニ皆臨ニ津搜ニ露傳送文書ニ賜遺之物」とある文句と關聯して、魏の使節は伊都國まで來たもので、それ以上は行かなかつたとなす説に對して、本論文では郡使は郡よりの使節を意味するもので、天子よりの使節は勿論女王の都まで行いしたものと見なければならぬと論じたのであるが、然し之れにはなほ郡使即ち天子よりの使節を意味するもので、その事實は後の文に「郡使ニ倭國ニ」といひ、「賜遺之物」とあるによりても、前文の郡使が天子の命を奉ぜし郡よりの使の意であり、また事實上正始元年に來た使節も、「太守弓邁、遣ニ建中校尉梯僕等、奉ニ詔書印綬ニ詣ニ倭國ニ拜ニ假倭王ニ云々」である文句によりて、郡太守から派

遣したものであり、隨つて正始八年に遣はされた塞曹掾史張政等も、勿論郡太守によりて派遣されるものなることは、その官名からしても推せられるし、「郡使往來常所・駐」とある文句も、「女王の都への往來の途中で」といふ意にも取れやうが、同時に漠然と倭國との往來の際といふ意にも取られ得るといふ異論を容るべきの餘地も確かに存するのである。けれどもしそうであるとすれば、奴國以下は凡べて聞き書きとなるのであるから、前項の水行三十里、陸行一月の解釋は、大和説と同様に、山門説でも可なることゝなる譯で、即ち何れの説にも特に有利な條件とはならないのである。

六、また「特置一大率」とある文句によりて、その大率をば大和朝廷より派遣された、後の大宰帥の先蹤なりとなす説あるも、大和説によると女王國は即ち大和國であり、南はあるは凡べて東の誤といふのであるから、「以北」とあるものも「以西」の誤りと見なければならぬ譯であるが、「大和國より以西」とすれば、山陽、山陰、四國、九州を通じて、その諸國を検察したことゝなるのであり、かくの如き廣大なる地域を一區として見ることは、古來の歴史上全くその例を見ないところであり、而もそれが伊都國に置かれたとは、到底考へられないことである。さればこの文句は寧ろ九州説に對して有利な條件として認めらるべきである。

七、つぎに伊都國の條に「世有_レ王、皆統_ニ屬女王國」とある魏志の文句が伊都國にのみ係つてゐるやうにも解せられるので、當時王號を稱せしものは、邪馬臺と伊都と狗奴との三國より外にはなかつたもの

となし、以て畿内、九州及び關東の中心地を意味せしものとして解する說もあるが、然し翰苑や後漢書によると各國に王ありしものとして記るしてゐるのである。随つてその何れが正しいかは問題であるが、朝鮮半島の場合について見ると、馬韓諸國の一國である月支國に辰王と稱するものがあり、而もそれは馬韓諸國の中では特に有力であつたらしくもないのであり、それで馬韓諸國には王と稱するものがゐたらしい形跡がないのに、辰韓を雜居せりといふ弁辰には、却つて王があり、帶方の故地にも昭明王など號するものがあつたらしいのであるから、この頃南韓九州方面にて自ら王と稱するものは、必ずしも特に有力なる君主であつたことを意味しないやうであり、常に南韓と相往來してゐたらしい九州地方の諸國主が、自ら王號を稱してゐたからで、別に不思議でもあるまいかと考へられるのである。もし我が國の政權が當時既に西は九州より東は上野下野地方にまで及んでゐたとすれば、當然半島南部の韓人諸國にまで延びてゐたと見るべきであらうと思はれるが、魏志の記錄にもそれらしい形跡は見えないで、たゞ多少の移住民が諸韓國の南邊に住し、主として經濟的の活動をなしてゐたかと推せらるゝに過ぎないのであり、また後に述ぶる如く、東亞の大勢上より見ても、紀年の點から見ても、未だ到底かくの如き時期としては認められないのである。もしまだ是等の各國が眞に統一的國家の一部をなしてゐたとすれば、たゞひ一種封建の時代でも、その各國の官名の如きも、今少しく統一されてゐるものではあるまいかとの疑念も生ずるのである。何れにせよこの點も亦大和說に對して特

に有力なる援助を與ふるものとも思はれないものである。もとより九州説の方ではその何れであるをしても、何等の影響をも蒙らないのである。

八、それから國名と官名とは支那の文字による音譯の方法が甚しく自由であり、一定の據るべき標準が全く存しないので、之れをその原音に返すことは頗る困難であり、大凡の範圍見當が定まらない以上は、到底不可能と稱すべき事情にあるのである。隨つて一部の人々のやうに、まづ國名官名を解釋して、之によつて邪馬臺國の位置を定めんとする方法は、本末顛倒の研究法であり、その方法たるや、まづ自己の頭腦中に「邪馬臺國は大和國なり」といふ結論を定め、然る後之の見當によりて、之れに適合するが如き地名官名を搜索し、多少の類音を發見すれば、即ち直ちに之れを以てその地名官名の音譯に相違なしと斷定して自ら満足し、同時に人に強ひんとするものである。その自己の満足を求むる限りに於ては、その人の勝手であるが、更に他に強ひて之れを信ぜしめんとするに至つては、一種の欺瞞的方法と稱すべき性質を有するものである。而ももとより自覺してなされることがあるまいが、一學說として世に發表せらるゝ以上は、著者一人自ら満足するものと見る譯には行かないものである。予が往年内藤博士等の所説に對して、斷然駁撃を敢てしたのは、全くかくの如き研究方法に據られたるが爲めである。然るに博士はその卑彌呼考を「讀史叢錄」の卷首に採錄せらるゝに當り、「多くは余と見解の相違より生ぜし異論にして、別に駁議を要すべき所なきを以て、余は敢て之と争はざりき」と附言し

て居らるゝのであり、末松保和氏は之れに賛し、「内藤博士の應答なかつたこと、また當に然るべし」とし、駁論の要所が「見解を異にする上世紀年考を基として、倭姫の時代を卑彌呼の時代に當らすとなし」た點にあるとせらるゝのであるが、内藤博士がかの如き態度に出でられたことは、博士の立場上有利な途を撰ばれたものとして、更に之れを顧みるの要を見ないのであるけれども、年少氣銳なる新進末松氏にして、なほ予の駁論の主旨を誤解するに至つては、學界の爲め許すべからざることである。何ぜなれば、當時予がかの論文を發表せし主要なる目的は、かくの如き欺瞞的研究方法をば、我が學界より一掃すべきことを欲せしが爲めに外ならなかつたのである。即ち予の駁論の主要點は、その史料に對する見解の相違ではなく、その史料に對する研究態度、研究方法を非とせし點に存するのである。年代に對する見解に至つては、たゞ予の論旨を建設する爲めの重要な根據となせしもので、もとく内藤博士の論文には年代の研究なく、我が二三の傳説と支那の一の傳へと以て、「我が古史紀年を定むる爲めの有益なる資料たり」とせらるゝに過ぎないのであり、この研究態度も亦同じく本末顛倒のものたることに氣附かれなかつたゞけのことである。然るに世にはたゞ予がその研究態度の非を得るものなることを明示するが爲めに、寧ろ戯れに行つた地名の比定をば、予の所説として掲出するものがあり、常に遺憾に考へてゐるのであるが、是等の誤解も亦同じく予の眞の論旨を解せざるが

爲めであらうと考へる。幸にかくの如きものを以て予の所説として掲出せざらんことを希望せざるを得ないのである。さればまた投馬國の位置の如きも、邪馬臺國の位置と共に決定せらるべきものであり、もし邪馬臺を以て大和とすれば、出雲か鞆か何れかに比定せらるべく、もし筑後の山門とすれば、恐らく妻郡に比定せらるべきものとなるのである。(尤も妻郡の古名は八女で、上ツ八女、下ツ八女と分れたのが、上妻、下妻となつたといふ説もある。之れは書紀景行紀に基いた説であらうが、また八女をヤツメの當字を見ることも出来るのである。)

九、つぎに是等の國々の方位に關する議論であるが、これはその文面上からは、何の異論も起るべき筈のない明白な記載であるにも拘はらず、この記事によれば、邪馬臺の地を是非共九州の中に定めなければならぬ事情にあるので、之れを大和に比定せんが爲めの必要上、「南」とある記事を悉く「東」の誤記とし、「東南」とあるを「東北」の誤記として見んとする、たゞ大和論者がその所説を成立せしめんが爲めの便宜主義に基く議論に過ぎないのであり、何等正當なる理由として認むべきものを見ないのである。

一〇、また魏志所載の人口に關する議論も、多くはたゞ漠然たる想像に基いて、自己の所説を成立せしむるに都合よきやう論ぜられた、便宜主義の議論に過ぎないのである。たゞ太田亮氏の如き、和名抄の鄉數に基いて、人口の密度を論じて居らるゝ點に於て、他の論者の漠然たる主觀的推想に優ること

勿論であるけれども、而もその方法は機械的に一郷二百五十戸といふ標準に従ひ、之れを自己の想像によりて推定せる、各國の郷數に棄じて、その人口を算出せるまでに過ぎないので、實際上その推定が正しきや否やは、何等之れを確かむべき手掛がないのであり、大和論者と雖も同一の方法により、大和地方を中心として、自己の所説に有利に之れを算定することも、亦易々たる業であらうと考へられるのである(太田亮氏著日本古代史新研究參照)。されば予はまづ大和及び山門の古代の状態を究め、その地域が兩者の間に大なる差異なきことを明かにし、かつ魏志記載の戸數が何れも甚だ誇大にして、到底當時の實狀を傳へしものと見ることは出來ないので、何れの論者も之れを以てその所説の論據たらしむることの、甚だ危險なる事實を明かにしたのであつた。

一一、それからまた魏志に見えてゐる倭人の風俗、習慣、器具、產物等に關する記事は、大體に於て當時の倭人一般に通ずるものゝやうで、九州或は畿内地に行はるゝと同様に、畿内地方にも行はれてゐたと思はるゝものが多數であり、たゞひ九州或は畿内に産せざるものにても、同じく我が島地内の何れかの地點に於て產出せらるゝ以上は、交易によりて之を得ることが出来るのであるから、是等の記載はそれが九州を意味するか、また畿内を意味するか、之れを決定すべき史料としては、使用せらるゝこと能はざる種類のものである。隨つてこの記事に現はれたる所謂土俗學或は民俗學上の研究資料も、亦多くはこの種類に屬してゐるのであり、之れを以てこの問題を決すべき論據として使用することは、

同じく危険なるを認むるのである。

一二、つぎに人類學的研究は近時著しく發達し、殊に京都及び東北の兩帝國大學に於てその研究の結果が相踵いで公けにせられ、我が學界に大なる注意を與へたのであるが、中にも京都帝大の清野博士を中心とせる一派が、今日もなほ孜々としてその研究の發表に努め、我が學界に對して多大の貢献をなされつゝあることは、感謝に堪えざるところである。而もなほその成果は以て我が民族の如何を決定するに足らざるものであり、なほ多年の研究を必要とすべきものなることを認むるのである。曾て東大の松村博士は人類學會の席上に於て、その研究方法につき、民族の異同を決するには、主として各民族の特徵を擗むにありとの主旨を論せられたのであるが、また確かに考慮せらるべきことであらうと考へる。たゞ今日までの成果でもこの問題の研究に對しては、また多少の援助を得るのであり、結局骨骼上よりは、石器時代の民族と雖も、九州人、中國人、畿内人の間に於て、殆んど人種上の差違を發見すること能はずとなす點に於て、倭人を以て日本民族にあらざる異人種なりとなすが如き空論を壓ふるに、多少の効果あるべきことは勿論である。

一三、されど言語學に至つては、その發達最も遲々たるの有様であるから、之れに對して多大の援助を期待すること能はざるは、また止むを得ざるところである。たゞ魏志に見えたる二三の語が、日本語なるの事實は、また倭人が日本人なるべきことの一證たるべきこと、白鳥先生の曾て論せられし通り

である。

一四、然るに考古學の研究に至つては、近時著しき發達をなし、爲めにこの方面の研究結果に基いて、即ち邪馬臺則大和論が新たに擡頭したのであり、今日なほこの方面よりは、盛にその所論が唱へられてゐるのであるけれども、曾て予が他の論文に於て論せし通りに、凡べて考古學上の成果なるものは、百年、二百年といふが如き、長い期間を通じて、その遺物の形式、手法、實質等の變遷を知り、或は相互の影響を察する上に於ては、甚だ重要な立場を有するのであるけれども、當面の問題の如き史實の斷定に對しては、比較的その効果少きものであり、之れのみによつて或る斷案を下さんとするが如きは、その學問の本來の性質を忘却し、その能力を過大視するものである。最近中山博士の如きも、その所謂表面採集の成果に基き、この問題に對してもとかくの所説を立てゝ居らるゝのであるけれども、予はたゞその努力を感謝して、更に一層の成果を希望し、餘りにその結論に急がれざるやう苦言を呈するの外ないのである。而も卑彌呼の時代はとにかくも徑百餘步の大圓墳を作りし時代であるが、それが所謂彌生式土器使用の時代と如何なる關係にあるかを明かにせらるゝと共に、山門郡方面に對する諸種の考古學的調査をも、亦山門論者の調査を俟つまでもなく、その最も便宜なる位置を利用して、自ら公平なる態度に於てその研究を進められことを、祈らざるを得ないのである。予が筑後國山門郡の地を以て、女王の根據地で肥後北部地方ももとよりその領域の内に抱括せしものべしとなす主なる

理由の一つ、全くこの地に考古學界の重要な問題と稱すべき、山城式列石の遺跡存するが爲めであり、予は久しうその徹底的研究の必要を唱へてゐるにも拘はらず、更に考古學者の注意を引かざることは常に予の遺憾とするところである。

一五、それからこの問題の決定に最も重要な關係を有するものが、我が國上古紀年の確定にあるべきことは、もとより多言を要せざるところであるから、この論文に於ては更にこの問題についてその研究を試みたのであるが、予は決して偏頗なる態度に出でたものではないのであるけれども、その結果は依然として邪馬臺則大和論の成立を不可能ならしめしこそ囊に論じた通りである。もとよりその成績が絶對に確實性ある年代にあらざるべきは、いふまでもないことであるけれども、而も從來の年代觀に比し、著しくその確實性を増加せしものなることは、予が確信を以て斷言するを憚らざるところである。凡べて史料の缺乏せる史實の研究は、絶對の眞を發見することは殆んど不可能なる場合が多いのであり、たゞ比較的何れを以て眞に近きやとなす程度を、知り得るに過ぎないのである。而も比較的確實性多き基礎に立つことは、比較的不確實なる基礎に立つ場合よりも、一層眞に近しと見なければならぬ譯である。實に凡べての學問はかくの如く確實性を一步々増進せしむることを以て、その目的となすものと稱するも不可ないのである。然るに我が國古代の絶對年代は、到底知ること能はず、故にその絶對的確實性なき年代觀によりて説を立つるも、無效であるといふものあらば、そは

決して學に忠なる所以ではあるまいと考へる。

一六、而して予が最後に論じたのは、東部亞細亞に於ける諸國の大勢、殊に我が國と最も密接なる關係を有せし、半島南部なる三韓諸國の状態についてであつた。之れ蓋し半島南部諸國の文化の程度は、また以て當時の我が民族の文化の程度をもトすることが出來得ると認めたからである。而もその結果はまた同じく邪馬臺則大和說を不可能ならしむるものであつた。實に半島南部方約四千里の地域、即ち大凡今の漢江以南の京畿道、忠清南北道、全羅南北道、慶尙南北道の地域は、當時大は萬餘家より小は六七百家に至る七八八の諸國に分れ、その間何等統一的國家組織を有せざる状態であつた時代に、更に遠く海を越えた我が諸島に於て、既に大和を中心として統一的國家組織が成立してゐたとは、到底考へられないのに反して、韓族占據の地域に比して、半ばにも足らざる九州北部の地に於て、之れと類似の諸國約三十を數へ、更にその南部に狗奴國の領域ありとして見ることが、何等の無理なき自然の事情であらうと推考せられるのである。

以上は予が本誌第六卷より第十卷に亘りて細説せし論旨の大要である。今是等の諸箇條の中で主として所謂大和說に味方するものは、考古學の今日の成果と水行三十里、陸行一月なる記事とだけであり、所謂山門說を扶くるものは、萬二千餘里及び周旋五千餘里とある里數の記事、方位の記事、上古紀年、東亞の大勢等の諸點であり、その他の多くは特に何れに味方するとも云へないものである。而も水行三十

里陸行一月なる記事も、また考古學の成績も、必しも絶對に大和説のみを扶くるものともいへないことは、曩に論じた通りである。之れによりても所謂大和説なるものが、如何にその論據の薄弱なるかを察する事が出來るのである。たゞ大和説をして甚だ彈力あるものたらしめてゐる最も重大なる一事は、實に畿内大和が我が國家發祥の聖地なるが爲めに有してゐる、我が國民に對するその偉大なる魅力である。

意外に多くの歲月と紙數とを費せしが爲めに、曩に論ぜしことにつき、多少の訂正を加ふべき箇所も生じて居り、なほ増補すべき諸點もあり、誤植誤謬ももとより少からず存するのであるけれども、今は凡べて之れを他日に譲り、一旦こゝに擱筆することとしたのである。(完)

橋本增吉